

第22期第34回高知海区漁業調整委員会議事録

- 1 開催日時 令和7年2月7日(金) 14時00分から14時29分まで
- 2 開催場所 高知市丸ノ内2丁目1番10号 高知城ホール 2階 「やまもも」
- 3 出席委員 木下清、畠中悠、浦尻和伸(web)、前田嘉広、柴田孝夫、蔭山純由、石田実、益本俊郎、小笠原利幸、中澤芳江、川竹佳子(計11名)
- 欠席委員 奥本健也、間可桎善
- 署名委員 石田実、中澤芳江
- 県出席者 水産振興部 西山副部長
漁業管理課 浜渦課長
- 事務局 飯田事務局長、木村次長、志和チーフ、占部主幹

4 審議事項

第1号議案 高知県漁業調整規則の改正について

5 報告事項

資源管理状況等の報告について

令和6管理年度におけるくろまぐろ漁獲量について

6 議事内容

飯田事務局長

それでは、定刻となりましたので、ただ今より第34回高知海区漁業調整委員会を開催いたします。

本日、報告事項に使用します資料を追加でお配りしています。資料3と右上に記載している資料になります。よろしくお願いします。

それでは、本日の会議ですが、委員定数15名の内、出席委員は11名で、高知海区漁業調整委員会会議規則第4条により会が成立していることをご報告いたします。

木下会長

皆さん、こんにちは。委員の皆様方には、お忙しいところ、ご出席いただきましてありがとうございます。

それでは、はじめに水産振興部長さんから、ごあいさつをお願いします。

西山副部長

みなさん、こんにちは。水産振興部副部長の西山でございます。

皆様方におかれましては、お忙しいところ、本日の会議にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本来でございましたら、部長が出席のうえ、ご挨拶申し上げるべきところですが、所要で欠席のため、代わりに私がご挨拶させていただきます。

本日の委員会は、議案が1件と報告事項が2件でございます。

第1号議案の「高知県漁業調整規則の改正について」は、漁業法及び刑法などの一部を改正する法律の施行に伴う改正や、また、内水面でのあゆやあまごの規程を改正しようとするものです。内水面の改正の規程につき

ましては、先般2月4日に行われました内水面漁場管理委員会に諮問し、答申をいただきました。本日の委員会では内水面に関する事項につきましては、項目のみ説明させていただきますのでご了承をお願いします。

報告事項1つ目の「資源管理状況等の報告について」は、漁業法に基づき漁業権を有するものは漁場を適切かつ有効に活用する責務を有するとともに漁場の活用状況や資源管理の状況について年1回以上知事に報告しなければいけないことになっています。また、報告を受けた事項について、委員会に必要な報告をすることになっておりまして、そのご報告を本日举行うものでございます。

報告事項2つ目の「令和6管理年度におけるくろまぐろ漁獲量について」は、令和6管理年度のくろまぐろ漁獲量について、30キロ未満の小型魚で漁獲可能量を超過する事態が発生しており、その状況等についてご報告するものです。

詳細につきましては、後程、事務局からご説明しますので、十分にご審議をよろしくお願いいたします。誠に簡単ではございますが、開会の挨拶といたします。

木下会長

ありがとうございました。

それでは、本日の欠席委員の報告をいたします。本日の欠席委員は、澳本委員、間可委員です。

なお、浦尻委員に関してましてはWeb参加となっています。

続きまして、議事録署名委員についてですが、本日の議事録署名委員は、石田委員と中澤委員にお願いします。

それでは議題に入ります。

第1号議案「高知県漁業調整規則の改正について」を議題とします。
事務局からの説明を求めます。

占部主幹

それでは、第1号議案 高知県漁業調整規則の一部改正について説明いたします。資料1の1ページをお願いします。

諮問文を朗読します。6高漁管第893号。高知海区漁業調整委員会様。高知県漁業調整規則を一部改正したいので、漁業法第57条第5項及び第119条第8項並びに水産資源保護法第4条第7項の規定により諮問します。令和7年2月3日。高知県知事 濱田 省司。

まず、資料1の構成ですが、2～4ページが調整規則改正の公布文、5～16ページが新旧対照表、17～29ページが改正後の規則、30～36ページが改正の概要、37～45ページが水産庁に提出する改正理由書、46ページが内水面漁連からの要望書となっております。

30ページをご覧ください。

こちらは調整規則改正に係る概要となっております。

今回改正する内容は7つあり、(1)から(4)は高知県から要望し改正するもので、(5)から(7)は漁業法と刑法の一部改正に伴い、全国一斉に調整規則を改正するものです。

(1)から(4)までの内容は内水面に係る漁業調整規則の改正となっております。

内容は、あゆの産卵期保護期間の一部撤廃、ます類の冬季採捕禁止規定の撤廃、特定の河川区域における漁具漁法の制限及び採捕禁止期間の撤廃、う飼漁法の禁止区域及び禁止期間の撤廃となっています。

こちらの改正については、内水面に係る改正ですので改正概要については省略させていただきます。なお、こちらの改正については令和7年2月4日に内水面漁場管理委員会のほうに諮問して、答申をいただいております。

海面に係る改正については、(5)から(7)となっております。

こちらについて、ご説明しますので、31ページをご覧ください。

(5)の漁業法及び特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う所要改正についてご覧ください。

こちらは国の法律等の改正により、全国一斉に漁業調整規則を改正するものです。

5ページの新旧対照表をご覧ください。左の新を見てください。

第50条には、知事が国際的な枠組みにおいて決定された措置の履行その他漁業調整のため特に必要が認めるときは、知事許可漁業の許可を受けた者に対し、衛星船位測定送信機を船舶に備え付け、かつ操業し、又は航行する期間中は当該電子機器を常時作動させることを命ずることができることとなっております。この規定に、第2項として、知事による命令を受けた者は、通信の妨害その他の当該命令に係る電子機器の機能を損なう行為をしてはいけないことを追加するものになります。

31ページにお戻りください。

改正理由についてですが、漁業法と流通適正化法の一部改正が令和6年7月16日に施行され、先ほどの内容については既に、漁業法で規定されています。

それに伴い、県の漁業調整規則も併せて改正し、漁業者等が適切に理解できるよう確認的に記載するものとなっています。罰則については、漁業調整規則ではなく、漁業法で規定されています。

次に、32ページを見てください。

(6)の刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う所要の改正についてですが、(5)同様、国の法律等の改正により、全国一斉に改正するものとなります。

改正内容についてですが、漁業調整規則の第 58 条第 1 項で規定されている罰則規定の懲役を拘禁刑に改めるものになります。

改正理由についてですが、刑法等の一部を改正する法律が令和 7 年 6 月 1 日から施行され、懲役と禁錮が廃止され、拘禁刑が創設されますが、これに伴う改正となります。

(7) の文言の適正化をご覧ください。こちらも全国一斉に改正するものです。

改正内容については、第 58 条と第 59 条の罰則規定の文言の改正になります。改正理由については、第 58 条と第 59 条は違反行為をした者、行為者を罰する規定であり、それを明確化するために、文言を改正するものです。

以上が改正内容と改正理由となっています。

33 ページをご覧ください。

令和 6 年 12 月にこれらの改正について水産庁と事前の調整が整いまして、令和 6 年 12 月 25 日から令和 7 年 1 月 20 日までにパブリックコメントを行いました。意見提出数は 0 件でした。

また、高知地方検察庁との協議も現在、行っております

改正内容について、令和 7 年 2 月 4 日に内水面漁場管理委員会に、2 月 7 日、本日、海区漁業調整委員会にお謀りをしまして、答申をいただきましたら、水産庁に事前協議を提出する予定です。協議が終了しましたら、調整規則改正の農林水産大臣の認可申請を 2 月から 3 月には行いたいと思っております。

公布は 4 月ごろを予定しております。

2 ページをご覧ください。

2 から 4 ページが規則改正の公布文となっております。答申いただきましたら、県法務文書課、水産庁との最終調整を行う際に、内容の変更を伴わないような文言や表現方法の修正が行われる場合、事務局に一任していただきますよう、お願いいたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

木下会長

それでは、当議案について、ご意見、ご質問はございませんか。

浦尻委員

説明の中の「施行」の読み方として、「しこう」とか「せこう」とかがありましたけどどちらが正しいのですか。

西山副部長

正しくは「しこう」です。行政の庁内では「せこう」と会話している場合もあるので出てしまったこともありますけど、正しくは「しこう」です。

木下会長

その他、ございませんか。

ご意見もないようでございますので、お諮りいたします。

第1号議案「高知県漁業調整規則の改正について」は、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり。)

木下会長

ご異議ないようですので、第1号議案は、原案が適当であると、答申いたします。

議案は以上ですが、次に報告事項に移ります。

「資源管理状況等の報告について」について事務局の説明を求めます。

志和チーフ

それでは、資源管理状況等の報告について、説明いたします。資料2をご用意ください。

漁業法第90条第1項の規定により、漁業権者はその有する漁業権の漁業における資源管理の状況、漁場の活用状況等について、報告が義務づけられており、県はこれを受け、海区漁業調整委員会に対し、必要な報告を行うこととされております。

資料2をお開きください。

この表は令和5年の資源管理状況等の報告について取りまとめたものです。漁業権数829件に対し、807件の報告がありました。

各漁業権者からは、資源管理の取組状況、操業日数や漁獲量等、漁場の活用状況、また、団体漁業権にあっては、組合員行使者の行使状況が報告されております。

資源管理については、操業規制や種苗放流、密漁の監視など、それぞれの漁業権者が取り組みを行っております。

また、未だ提出されていないものも一定数ございますが、当該漁業権者については、提出するよう引き続き指導を行ってまいります。

説明は以上です。

木下会長

ただ今の事務局説明について、ご意見、ご質問はございませんか。

木下会長

ご意見もないようでございますので、次に「令和6管理年度におけるくろまぐろ漁獲量について」について事務局の説明を求めます。

占部主幹

令和6管理年度におけるくろまぐろ漁獲量について ご説明します。

まず、資料3の1ページをご覧ください。こちらは、令和6管理年度の高知県におけるくろまぐろの漁獲可能量と漁獲量を示した資料となりま

す。

1の小型魚を見てください。現在、採捕停止命令が全ての漁業種別で発出されております。小型魚については令和7年3月31日まで採捕することができません。

(2)の漁獲可能量と漁獲量をご覧ください。こちらは全期間、令和6年4月から令和7年3月までの総漁獲可能量と現在までの総漁獲量を示したものとなります。漁船漁業の養殖用種苗以外は漁獲可能量が44.3トンありましたが、漁獲量は2月5日時点で、62.8トンと、18.5トンの超過をしております。漁船漁業の養殖用種苗は漁獲可能量と漁獲量は3.7トンで超過はありません。次に、定置漁業は漁獲可能量が41.2トンで、漁獲量が32.7トンとなっており、残り8.5トンありますが、先ほどの漁船漁業の超過によって、県全体の留保を含む漁獲可能量の96.8トンに対して、県全体の漁獲量が99.3トンと2.5トン超過したことから、全ての漁業種で採捕停止を命令した状況となっています。

(3)の漁獲可能量の超過について見てください。

漁船漁業の養殖用種苗以外が1月に短期間で18トンの漁獲がありました。また、漁船漁業及び定置漁業の漁獲未報告分の積み上げがあり、最終的に県全体の漁獲可能量を超過してしまいました。

(4)の今後の対応案について見てください。

今後、小型魚については、他県からの融通、譲受が受けられないかを既に各県に打診しているところです。また、未報告分の積み上げが発生することが頻発していることから、漁獲報告の徹底について、再度周知を行う予定としています。高知県の管理方針では、陸揚げした日から3日以内に報告することが規定されていますので、各漁協には報告期限の徹底を周知していきたいと考えております。

また、漁獲可能量を超過した分については、来年度以降の漁獲可能量から差し引く仕組みを構築することを検討しています。

今回の漁船漁業の18.7トンは来年度の漁獲可能量から差し引き、定置漁業には来年度、8.7トンを返却する仕組みを考えたいと思っております。

次に、大型魚についてですが、(1)の採捕停止命令は、漁船漁業だけ発出されており、定置漁業は採捕可能となっております。

(2)の漁獲可能量と漁獲量をみてください。

令和6年4月から令和7年3月までの総漁獲可能量は漁船漁業で2.9トンに対して、現時点の総漁獲量が3.9トンで、超過が1.1トンとなっております。これらの超過は留保で対応いたします。

次に、定置漁業は漁獲可能量が13.2トンあり、現時点の総漁獲量が13.0トンで残り0.2トンとなっております。漁獲量が漁獲可能量に達しましたら、採捕停止命令を発出する予定です。

最後に、四半期別の漁獲可能量、漁獲量は2ページに示しております。
以上、報告事項の令和6管理年度におけるくろまぐろ漁獲量についてご説明を終わります。

木下会長

ただ今の事務局説明について、ご意見、ご質問はございませんか。

小笠原委員

以前からマイナス集計を非常に気にしていました。なぜマイナス集計が起こるのか。我々定置ではそういうことはありません。極端に言えば10個獲って許可が5個しかなければ、あとの5個は処分するということで、定置の方は超過がないはずです。

漁船漁業では常にマイナス。今回は、四半期の許可の量はマイナスで、留保分も使ってもマイナスということ。漁船漁業の組合、所属の漁協への県からの対応、漁船漁業者への指導がどうもここ2、3年徹底されていないのではないですか。後になって指導というより、定置では事前に指導されているように思います。

ちらっと聞きますと空白の一日のようなことも聞こえてきます。

木村次長

今のルールは基本的に四半期ごとに割り振られている漁獲可能量を超したときにしか止められないルールになっています。ですので、漁船漁業も定置漁業も超したときに止めていますので、定置も漁獲可能量を超していることは超しています。今回の漁船漁業は短期間でかなりの量が積み上がり、かなりの量超したので留保分も食い潰してしまったという状況になります。なぜこういうことが起こったかというのは漁獲がまとまったということもありますし、元々は採捕命令を出して次の日は自粛してその次の日から採捕停止にするというやり方としていましたが、自粛期間中に採る人と自粛する人がいて不公平だという意見が昨年度、定置組合からありました。ということで、採捕停止命令を出した次の日は採れるということにしました。漁協としても県から採捕停止命令が出て、次の日から止めるのは無理という判断で、次の日は採れるようにして、その次の日から法的に採捕を停止する期間にするという平等なルールにしたところなんです。そういうルール元やった結果、今回、小型の数値が積み上がりました。

こういうことは初めてのことで、今後対処していきたいと考えています。今回、漁船漁業が採り過ぎた分は、来年、定置に戻すルールにしたいと思いますし、土日祝を挟んでこういうことが起きていますので、県として土日の対応はできないかということを検討していきたいと思います。漁協にも土日の対応ができるのかということで意見交換したいと考えておりまして、2月25日に説明会を開いて全漁協に出席してもらい意見交換をして、こういうことがないように対処していきたいと思います。

木下会長

他にございませんか。

中澤委員

数値的なもので、1 ページの 2 の (2) 漁船漁業の 2.9 が漁獲可能量で漁獲量が 3.9 で残数がマイナス 1.0 でいいんですか。

占部主幹

小数点 2 以下を四捨五入にしているので、そのズレが発生しています。実際は小数点 3 までを計算していますが、今回見やすくするためにトン数にして小数点 1 までしか使っておりませんので。そうしたズレが生じました。

木下会長

他にございませんか。

ないようですので、これもちまして、第 34 回海区漁業調整委員会を閉会といたします。委員の皆様、どうもありがとうございました。

本書は、第 22 期第 34 回高知海区漁業調整委員会の議事録に相違ありません。

議 長 木下 清 _____

議事録署名委員 石田 実 _____

議事録署名委員 中澤芳江 _____

第22期第34回高知海区漁業調整委員会次第

開催日時 令和7年2月7日（金）14時から

場 所 高知城ホール 2階 「やまもも」
高知市丸ノ内2丁目1番10号

1 開会

2 あいさつ

3 欠席委員の報告

4 議事録署名委員の指名

5 議案審議

第1号議案 高知県漁業調整規則の改正について

6 報告事項

資源管理状況等の報告について

7 閉 会

資料 1

第 2 2 期第 3 4 回高知海区漁業調整委員会

第 1 号議案

高知県漁業調整規則の一部改正について

6 高漁管第 893 号

高知海区漁業調整委員会 様

高知県漁業調整規則（令和 2 年高知県規則第 73 号）を一部改正したいので、
漁業法（昭和 24 年法律第 267 号。）第 57 条第 5 項及び第 119 条第 8 項並びに
水産資源保護法第 4 条第 7 項の規定により諮問します。

令和 7 年 2 月 3 日

高知県知事 濱田 省司

規 則

高知県漁業調整規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 年 月 日

高知県知事 濱田 省司

高知県規則第 号

高知県漁業調整規則の一部を改正する規則

第1条 高知県漁業調整規則（令和2年高知県規則第73号）の一部を次のように改正する。

第50条に次の1項を加える。

2 前項の規定による命令を受けた者は、通信の妨害その他の当該命令に係る電子機器の機能を損なう行為をしてはならない。

第58条第1項中「該当する」を「該当する場合には、当該違反行為をした」に改め、同項第各号中「違反した者」を「違反したとき。」に改める。

第59条中「違反した」を「違反したときは、当該違反行為をした」に改める。

第2条 高知県漁業調整規則の一部を次のように改正する。

第34条第1項の表中

「		四万十川に係る河川中 高岡郡四万十町家地川 発電用えん堤上流端から上流及び高岡郡四万十町下道発電用えん堤上流端から上流
を「		四万十川に係る河川中 高岡郡四万十町家地川 発電用えん堤上流端から上流及び高岡郡四万十町下道発電用えん堤上流端から上流 松田川に係る河川中宿 毛市橋上町坂本ダムえん堤上流端から上流

に改め、(10)の項を削り、(9)の項を(10)の項とし、(8)の項を(9)の項とし、(7)の項を(8)の項とし、(6)の項を(7)の項とし、同表(5)の項中「(3)及び(4)」を「(3)から(5)ま

で」に改め、同項を同表(6)の項とし、同表(4)の項中「(3)」を「(3)及び(4)」に改め、同項を同表(5)の項とし、同表(3)の項の次に次のように加える。

(4) あゆ(全長10センチメートルを超えるものに限る。)	1月31日午後5時から5月15日午前5時まで	仁淀川に係る河川中高岡郡越知町桐見治水ダムえん堤上流端から上流
-------------------------------	------------------------	---------------------------------

第34条第1項の表中(11)の項を削り、(12)の項を(11)の項とし、(13)の項を(12)の項とし、(14)の項を(13)の項とし、(15)の項を(14)の項とし、(16)の項を(15)の項とし、(17)の項を(16)の項とし、(18)の項を(17)の項とし、(19)の項を(18)の項とし、(20)の項を(19)の項とし、(21)の項を(20)の項とし、(22)の項を(21)の項とし、(23)の項を(22)の項とし、(24)の項を(23)の項とし、(25)の項を(24)の項とし、同条第3項中「第1項の表の(1)及び(12)から(24)まで」を「第1項の表の(1)及び(11)から(23)まで」に改め、同条第4項中「第1項の表の(1)から(5)まで若しくは(7)から(24)まで」を「第1項の表の(1)から(6)まで若しくは(8)から(23)まで」に改める。

第38条から第40条までを次のように改める。

第38条から第40条まで 削除

第58条第1項中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同項第1号中「第35条から第43条まで」を「第35条から第37条まで、第41条から第43条まで」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和7年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条の規定 公布の日

(2) 第2条の規定(第58条第1項の改正規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める部分に限る。)及び次項の規定 令和7年6月1日

(経過措置)

- 2 前項第2号に掲げる規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- 3 第1項第2号に掲げる規定の施行後にした行為に対して、他の規則の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の規則の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律第2条の規定による改正前の刑法(明治40年法律第45号。)第12条に規定する懲役(以下「懲役」という。)(有期のものに限る。以下この項に

において同じ。)が含まれるときは、当該刑のうち懲役は刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑とする。

- 4 この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

規 則

◎高知県漁業調整規則の一部を改正する規則

高知県漁業調整規則の一部を改正する規則新旧対照表

高知県規則第 73 号 高知県漁業調整規則の一部を改正する規則 第 1 条 (公布日から施行する。)

(下線部分は改正部分)

新	旧
第 1 条～第 49 条 [略] 第 50 条 知事は、国際的な枠組みにおいて決定された措置の履行その他漁業調整のため特に必要があると認めるときは、第 4 条第 1 項の許可を受け、<u>た者に対し、衛星船位測定送信機(人工衛星を利用して船舶の位置の測定及び送信を行う機器であつて、次に掲げる基準に適合するものをいう。)</u>を当該許可を受けた船舶に備え付け、かつ、操業し、又は航行する期間中は当該電子機器を常時作動させることを命ずることができる。 (1) 当該許可を受けた船舶の位置を自動的に測定及び記録できるものであること。 (2) 次に掲げる情報を自動的に送信できるものであること。 ア 当該船舶を特定することができる情報 イ 当該船舶の位置を示す情報並びに当該位置における日付及び時刻 (3) 前号に掲げる情報の改変を防止するための措置が講じられているものであること。 2 前項の規定による命令を受けた者は、<u>通艦の妨害その他の当該命令に係る電子機器の機能を損なう行為をしてはならない。</u> 第 51 条～第 57 条 [略] 第 58 条 次の各号のいずれかに該当する場合には、<u>当該違反行為をした者は、6 月以下の懲役若しくは 10 万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</u> (1) 第 33 条第 1 項、第 34 条第 1 項、第 2 項若しくは第 4 項、第 35	第 1 条～第 49 条 [略] 第 50 条 知事は、国際的な枠組みにおいて決定された措置の履行その他漁業調整のため特に必要があると認めるときは、第 4 条第 1 項の許可を受け、<u>た者に対し、衛星船位測定送信機(人工衛星を利用して船舶の位置の測定及び送信を行う機器であつて、次に掲げる基準に適合するものをいう。)</u>を当該許可を受けた船舶に備え付け、かつ、操業し、又は航行する期間中は当該電子機器を常時作動させることを命ずることができる。 (1) 当該許可を受けた船舶の位置を自動的に測定及び記録できるものであること。 (2) 次に掲げる情報を自動的に送信できるものであること。 ア 当該船舶を特定することができる情報 イ 当該船舶の位置を示す情報並びに当該位置における日付及び時刻 (3) 前号に掲げる情報の改変を防止するための措置が講じられているものであること。 [追加] 第 51 条～第 57 条 [略] 第 58 条 次の各号のいずれかに該当する者は、6 月以下の懲役若しくは、10 万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。 (1) 第 33 条第 1 項、第 34 条第 1 項、第 2 項若しくは第 4 項、第 35

高知県漁業調整規則の一部を改正する規則新旧対照表

条から第43条まで、第45条第1項又は第46条第1項の規定に違反したとき。 (2) 第33条第13項において準用する第13条第1項若しくは第2項又は第46条第3項の規定により付けた条件に違反したとき。 (3) 第23条第1項(第33条第13項において準用する場合を含む。)、第33条第13項において準用する第22条第2項、第45条第2項又は第49条第1項の規定に基づく命令に違反したとき。 2. [略] 第59条 第25条第1項(第47条第8項において準用する場合を含む。)、第31条、第33条第10項又は第44条第1項の規定に違反したときは、当該違反行爲をした者は、科料に処する。 第60条～第61条 [略]	条から第43条まで、第45条第1項又は第46条第1項の規定に違反した者 (2) 第33条第13項において準用する第13条第1項若しくは第2項又は第46条第3項の規定により付けた条件に違反した者 (3) 第23条第1項(第33条第13項において準用する場合を含む。)、第33条第13項において準用する第22条第2項、第45条第2項又は第49条第1項の規定に基づく命令に違反した者 2. [略] 第59条 第25条第1項(第47条第8項において準用する場合を含む。)、第31条、第33条第10項又は第44条第1項の規定に違反した者は、科料に処する。 第60条～第61条 [略]
---	--

高知県漁業調整規則の一部を改正する規則新旧対照表

高知県規則第73号 高知県漁業調整規則の一部を改正する規則 第2条 (令和7年10月1日から施行する。ただし、同条第58条第1項の改正規定(「懲役」を「拘禁刑」に改める部分に限る。)及び次項の規定は、同年6月1日から施行する。)

(下線部分は改正部分)

新		旧																																					
第1条～第33条 [略]		第1条～第33条 [略]																																					
第34条 何人も、次の表の左欄に掲げる水産動植物を、それぞれ同表の中欄に掲げる期間中、それぞれ同表の右欄に掲げる区域において採捕してはならない。ただし、もじゃこをとることを目的とする中型まき網漁業、第4条第1項第1号に掲げるもじゃこ漁業又は同項第2号に掲げるうなぎ稚魚漁業の許可に基づいて採捕する場合は、この限りでない。		第34条 何人も、次の表の左欄に掲げる水産動植物を、それぞれ同表の中欄に掲げる期間中、それぞれ同表の右欄に掲げる区域において採捕してはならない。ただし、もじゃこをとることを目的とする中型まき網漁業、第4条第1項第1号に掲げるもじゃこ漁業又は同項第2号に掲げるうなぎ稚魚漁業の許可に基づいて採捕する場合は、この限りでない。																																					
<table><tr><th>水産動植物</th><th>禁止期間</th><th>禁止区域</th></tr><tr><td>(1)～(2)</td><td>[略]</td><td>[略]</td></tr><tr><td>(3) あゆ(全長10センチメートルを超え、るものに限る。)5時まで</td><td>12月31日午後5時から翌年5月15日午前</td><td>奈半利川に係る河川中安芸郡北川村平鍋えん堤から上流</td></tr><tr><td></td><td></td><td>伊尾木川に係る河川中安芸市古井発電用えん堤上流端から上流</td></tr><tr><td></td><td></td><td>物部川に係る河川中香美市土佐山田町杉田発電用えん堤上流端から上流</td></tr><tr><td></td><td></td><td>鏡川に係る河川中高知市鏡</td></tr></table>		水産動植物	禁止期間	禁止区域	(1)～(2)	[略]	[略]	(3) あゆ(全長10センチメートルを超え、るものに限る。)5時まで	12月31日午後5時から翌年5月15日午前	奈半利川に係る河川中安芸郡北川村平鍋えん堤から上流			伊尾木川に係る河川中安芸市古井発電用えん堤上流端から上流			物部川に係る河川中香美市土佐山田町杉田発電用えん堤上流端から上流			鏡川に係る河川中高知市鏡	<table><tr><th>水産動植物</th><th>禁止期間</th><th>禁止区域</th></tr><tr><td>(1)～(2)</td><td>[略]</td><td>[略]</td></tr><tr><td>(3) あゆ(全長10センチメートルを超え、るものに限る。)5時まで</td><td>12月31日午後5時から翌年5月15日午前</td><td>奈半利川に係る河川中安芸郡北川村平鍋えん堤から上流</td></tr><tr><td></td><td></td><td>伊尾木川に係る河川中安芸市古井発電用えん堤上流端から上流</td></tr><tr><td></td><td></td><td>物部川に係る河川中香美市土佐山田町杉田発電用えん堤上流端から上流</td></tr><tr><td></td><td></td><td>鏡川に係る河川中高知市鏡</td></tr></table>		水産動植物	禁止期間	禁止区域	(1)～(2)	[略]	[略]	(3) あゆ(全長10センチメートルを超え、るものに限る。)5時まで	12月31日午後5時から翌年5月15日午前	奈半利川に係る河川中安芸郡北川村平鍋えん堤から上流			伊尾木川に係る河川中安芸市古井発電用えん堤上流端から上流			物部川に係る河川中香美市土佐山田町杉田発電用えん堤上流端から上流			鏡川に係る河川中高知市鏡
水産動植物	禁止期間	禁止区域																																					
(1)～(2)	[略]	[略]																																					
(3) あゆ(全長10センチメートルを超え、るものに限る。)5時まで	12月31日午後5時から翌年5月15日午前	奈半利川に係る河川中安芸郡北川村平鍋えん堤から上流																																					
		伊尾木川に係る河川中安芸市古井発電用えん堤上流端から上流																																					
		物部川に係る河川中香美市土佐山田町杉田発電用えん堤上流端から上流																																					
		鏡川に係る河川中高知市鏡																																					
水産動植物	禁止期間	禁止区域																																					
(1)～(2)	[略]	[略]																																					
(3) あゆ(全長10センチメートルを超え、るものに限る。)5時まで	12月31日午後5時から翌年5月15日午前	奈半利川に係る河川中安芸郡北川村平鍋えん堤から上流																																					
		伊尾木川に係る河川中安芸市古井発電用えん堤上流端から上流																																					
		物部川に係る河川中香美市土佐山田町杉田発電用えん堤上流端から上流																																					
		鏡川に係る河川中高知市鏡																																					

高知県漁業調整規則の一部を改正する規則新旧対照表

		多目的用えん堤上流端から上流	多目的用えん堤上流端から上流		
		吉野川に係る河川中高知県と徳島県との県境から上流の区域(支流を含む。)	吉野川に係る河川中高知県と徳島県との県境から上流の区域(支流を含む。)		
		仁淀川に係る河川中吾川郡仁淀川町長屋発電用えん堤上流端から上流	仁淀川に係る河川中吾川郡仁淀川町長屋発電用えん堤上流端から上流		
		仁淀川に係る河川中吾川郡仁淀川町峠の越発電用えん堤上流端から上流	仁淀川に係る河川中吾川郡仁淀川町峠の越発電用えん堤上流端から上流		
		四万十川に係る河川中高岡郡四万十町家地川発電用えん堤上流端から上流及び高岡郡四万十町下道発電用えん堤上流端から上流	四万十川に係る河川中高岡郡四万十町家地川発電用えん堤上流端から上流及び高岡郡四万十町下道発電用えん堤上流端から上流		
		松田川に係る河川中宿毛市橋上町坂本ダムえん堤上流端から上流	松田川に係る河川中宿毛市橋上町坂本ダムえん堤上流端から上流		
(4) あゆ(全長10センチメートルを超え、5月15日午前5時越知町桐見治水ダムえん堤えるものに限る。)	1月31日午後5時から5月15日午前5時まで	仁淀川に係る河川中高岡郡仁淀川町長屋発電用えん堤上流端から上流	仁淀川に係る河川中高岡郡仁淀川町長屋発電用えん堤上流端から上流	[追加]	[追加]

高知県漁業調整規則の一部を改正する規則新旧対照表

(5) あゆ(全長10センチメートルを超えるものに限る。)	1月31日午後5時から5月15日午前5時まで及び10月15日午後5時30分から12月1日午前6時30分まで	仁淀川及び四万十川に係る河川((3)及び(4)に掲げる禁止区域を除く。)	(4) あゆ(全長10センチメートルを超えるものに限る。)	1月31日午後5時から5月15日午前5時まで及び10月15日午後5時30分から12月1日午前6時30分まで	仁淀川及び四万十川に係る河川((3)に掲げる禁止区域を除く。)
(6) あゆ(全長10センチメートルを超えるものに限る。)	12月31日午後5時から翌年5月15日午前5時まで及び10月15日午後5時30分から12月1日午前6時30分まで	内水面((3)から(5)までに掲げる禁止区域を除く。)	(5) あゆ(全長10センチメートルを超えるものに限る。)	12月31日午後5時から翌年5月15日午前5時まで及び10月15日午後5時30分から12月1日午前6時30分まで	内水面((3)及び(4)に掲げる禁止区域を除く。)
(7)～(10) [削除]	[略] [削除]	[略] [削除]	(6)～(9)	[略]	[略]
[削除]	[削除]	[削除]	(10) ます類(全長10センチメートルを超えるものに限る。)	12月1日から翌年2月15日まで	吉野川に係る河川中吾川郡いの町桑瀬の桑瀬川と中野川川との合流点から上流の中野川川(支流を含む。)
[削除]	[削除]	[削除]	(11) ます類(全長10センチメートルを超えるものに限る。)	10月1日から翌年2月末日まで	吉野川に係る河川中吾川郡いの町寺川の吉野川と白猪谷との合流点から上流の白猪谷(支流を含む。)
[削除]	[削除]	[削除]			内水面((10)に掲げる禁止区域、吉野川に係る河川中長岡郡大豊町ヨボウシ橋下

高知県漁業調整規則の一部を改正する規則新旧対照表

			る。)	流端から大王大橋上流端までの穴内川及び吾川郡いの町桑瀬の桑瀬川第1えん堤上流端から第2えん堤下流端までの区域、物部川に係る河川中香美市土佐山田町杉田発電用えん堤から下流、仁淀川に係る河川中吾川郡いの町小川川と高樽川との合流点から下流の上八川川と小川川との合流点までの小川川及び上八川川と小川川との合流点から下流の下八川第四発電所放水口までの上八川川並びに奈半利川に係る河川中安芸郡北川村野川川ダム下流端から野川橋上流端までの野川川を除く。)
(11)～(24)	[略]	[略]	(12)～(25)	[略]
2	[略]		2	[略]
3	第一種共同漁業若しくは第三種区画漁業を内容とする漁業権又はこれらに係る組合員行使権に基づいて種苗として採捕する場合は、第1項の表の(1)及び(11)から(23)までの規定は適用しない。		3	第一種共同漁業若しくは第三種区画漁業を内容とする漁業権又はこれらに係る組合員行使権に基づいて種苗として採捕する場合は、第1項の表の(1)及び(12)から(24)までの規定は適用しない。

高知県漁業調整規則の一部を改正する規則新旧対照表

4 第1項の表の(1)から(6)まで若しくは(8)から(23)まで又は第2項の規定に違反して採捕した水産動植物又はその製品は、所持し、又は販売してはならない。	4 第1項の表の(1)から(5)まで若しくは(7)から(24)まで又は第2項の規定に違反して採捕した水産動植物又はその製品は、所持し、又は販売してはならない。												
第35条～第37条 [略]	第35条～第37条 [略]												
第38条から第40条まで 削除	第38条 何人も、次の表の左欄に掲げる河川のうちそれぞれ同表の右欄に掲げる区域においては、餌づり、擬餌づり及び友づり（地方名称の「おとり掛」を含む。次条において同じ。）以外の漁具又は漁法により、水産動物を採捕してはならない。												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>河川</th><th>禁止区域</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>物部川に係る河川</td><td>香美市物部町別府北谷口に建設された漁場標識から270度の線から行者谷口に建設された漁場標識から270度の線に至る区域</td></tr> <tr> <td>仁淀川に係る河川</td><td>吾川郡いの町上八川上分岩川谷に建設された漁場標識から190度の線から古土居谷口に建設された漁場標識から200度の線に至る区域</td></tr> <tr> <td></td><td>吾川郡いの町小川樫ノ木山川又谷口に建設された漁場標識から65度の線から松尾谷口に建設された漁場標識から65度の線に至る区域</td></tr> <tr> <td>四万十川に係る河川</td><td>高岡郡津野町力石川と北川との合流点に建設された漁場標識から280度の線から同町北川とうの谷口に建設された漁場標識から210度の線に至る区域</td></tr> <tr> <td></td><td>高岡郡檮原町初瀬影之地橋下流端の下流400メートル</td></tr> </tbody> </table>	河川	禁止区域	物部川に係る河川	香美市物部町別府北谷口に建設された漁場標識から270度の線から行者谷口に建設された漁場標識から270度の線に至る区域	仁淀川に係る河川	吾川郡いの町上八川上分岩川谷に建設された漁場標識から190度の線から古土居谷口に建設された漁場標識から200度の線に至る区域		吾川郡いの町小川樫ノ木山川又谷口に建設された漁場標識から65度の線から松尾谷口に建設された漁場標識から65度の線に至る区域	四万十川に係る河川	高岡郡津野町力石川と北川との合流点に建設された漁場標識から280度の線から同町北川とうの谷口に建設された漁場標識から210度の線に至る区域		高岡郡檮原町初瀬影之地橋下流端の下流400メートル
河川	禁止区域												
物部川に係る河川	香美市物部町別府北谷口に建設された漁場標識から270度の線から行者谷口に建設された漁場標識から270度の線に至る区域												
仁淀川に係る河川	吾川郡いの町上八川上分岩川谷に建設された漁場標識から190度の線から古土居谷口に建設された漁場標識から200度の線に至る区域												
	吾川郡いの町小川樫ノ木山川又谷口に建設された漁場標識から65度の線から松尾谷口に建設された漁場標識から65度の線に至る区域												
四万十川に係る河川	高岡郡津野町力石川と北川との合流点に建設された漁場標識から280度の線から同町北川とうの谷口に建設された漁場標識から210度の線に至る区域												
	高岡郡檮原町初瀬影之地橋下流端の下流400メートル												

高知県漁業調整規則の一部を改正する規則新旧対照表

	から折渡川と北川との合流点に建設された漁場標識までの区域
	高岡郡檮原町檮原さる橋上流端から芹川谷口に建設された漁場標識までの区域
	高岡郡檮原町檮原犬ヶ谷口に建設された漁場標識の上流100メートルの点から235度の線から東風出の谷口に建設された漁場標識から270度の線に至る区域
	高岡郡檮原町四万川曲淵橋上流端から同町檮原上成橋上流端までの区域(虎枝川を除く。)
	高岡郡檮原町檮原成敷谷口に建設された漁場標識から130度の線から西の川峡谷口に建設された漁場標識から50度の線に至る区域
	高岡郡檮原町檮原四国電力株式会社山子測水所から初瀬橋下流端までの区域

第39条 何人も、次の表の左欄に掲げる区域においては、それぞれ同表の中欄に掲げる以外の漁具又は漁法により、それぞれ同表の右欄に掲げる期間中、あゆを採捕してはならない。

区域	漁具又は漁法	期間
野根川に係る河川中安芸郡東洋町餌づり	餌づり	6月1日午前5時から10月15日午後5時30分まで
野根押野川と野根川との合流点に擬餌づり	擬餌づり	
建設された漁場標識から下流	友づり	
	よこ掛け	
	しやびき	

高知県漁業調整規則の一部を改正する規則新旧対照表

	すくい網 投網 なげ網	
奈半利川に係る河川中安芸郡北川村及び田野町かんがい用田野ぜき上流端の下流30メートルから下流	餌づり 擬餌づり 友づり しゃびき すくい網 投網 なげ網	
安田川に係る河川中安芸郡安田町かんがい用西島ぜき上流端から下流		
伊尾木川に係る河川中安芸市川北かんがい用川北ぜき上流端から下流		
安芸川に係る河川中安芸市川北江川川と安芸川との合流点に建設された漁場標識から下流		
物部川に係る河川中香美市土佐山田町田かんがい用物部川下流統合ぜき上流端の下流左岸177メートルの点から340度の線から下流	餌づり 擬餌づり 友づり よこ掛け しゃびき すくい網 投網 なげ網	
鏡川に係る河川中高知市上本宮町	餌づり	

高知県漁業調整規則の一部を改正する規則新旧対照表

	かんがいがい用江ノ口ぜき上流端から 下流	擬餌づり 友づり しゃびき すくい網 投網 なげ網	5月15日午前5時 から10月15日午後 5時30分まで
	仁淀川に係る河川中吾川郡いの町 仁淀川橋上流端から下流の同町八 田かんがいがい用八田ぜき上流端の上 流20メートルまでの区域	餌づり 擬餌づり 友づり よこ掛け しゃびき すくい網 投網 なげ網	
	新莊川に係る河川中須崎市上分落 合橋下流端から下流	餌づり 擬餌づり 友づり しゃびき すくい網 投網 なげ網	
	四万十川に係る河川中四万十市四 万十川橋上流端から下流の同市不 破八幡宮境内西端から240度の線	餌づり 擬餌づり 友づり	

高知県漁業調整規則の一部を改正する規則新旧対照表

に至る区域	よこ掛け しゃびき すくい網 投網 なげ網
-------	-----------------------------------

2 前項の表の中欄に規定する漁具若しくは漁法に火光その他の照明若しくは追い込む漁法を併用し、又は水中に潜入してこれらの漁具若しくは漁法により、あゆを採捕してはならない。

第40条 何人も、う飼漁法は、次の表の左欄に掲げる区域において、それぞれ同表の右欄に掲げる期間中に行つてはならない。

禁止区域	禁止期間
仁淀川に係る河川	12月31日午後5時から翌年5月15日午前5時まで及び10月15日午後5時30分から11月16日午前6時30分まで
新莊川に係る河川	
四万十川に係る河川	
吉野川に係る河川中高知県と徳島県との県境から吾川郡いの町高敷発電用えん堤上流端までの区域	12月31日午後5時から翌年6月1日午前5時まで及び10月20日午後5時30分から11月16日午前6時30分まで
上記以外の内水面	12月31日午後5時から翌年6月1日午前5時まで及び10月15日午後5時30分から11月16日午前6時30分まで

第41条～第57条 [略]

第41条～第57条 [略]

高知県漁業調整規則の一部を改正する規則新旧対照表

第58条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、6月以下の拘禁刑若しくは10万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。 (1) 第33条第1項、第34条第1項、第2項若しくは第4項、第35条から第37条まで、第41条から第43条まで、第45条第1項又は第46条第1項の規定に違反したとき。 (2) 第33条第13項において準用する第13条第1項若しくは第2項又は第46条第3項の規定により付けた条件に違反したとき。 (3) 第23条第1項(第33条第13項において準用する場合を含む。)、第33条第13項において準用する第22条第2項、第45条第2項又は第49条第1項の規定に基づく命令に違反したとき。 2 [略] 第59条～第61条 [略]	第58条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、6月以下の懲役若しくは10万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。 (1) 第33条第1項、第34条第1項、第2項若しくは第4項、第35条から第43条まで、第45条第1項又は第46条第1項の規定に違反したとき。 (2) 第33条第13項において準用する第13条第1項若しくは第2項又は第46条第3項の規定により付けた条件に違反したとき。 (3) 第23条第1項(第33条第13項において準用する場合を含む。)、第33条第13項において準用する第22条第2項、第45条第2項又は第49条第1項の規定に基づく命令に違反したとき。 2 [略] 第59条～第61条 [略]
---	---

高知県漁業調整規則

高知県漁業調整規則(昭和48年高知県規則第14号)の全部を改正する。

目次

- 第1章 総則(第1条—第3条)
- 第2章 漁業の許可(第4条—第31条)
- 第3章 水産資源の保護増進及び漁業調整に関するその他の措置(第32条—第47条)
- 第4章 漁業の取締り(第48条—第51条)
- 第5章 雑則(第52条—第57条)
- 第6章 罰則(第58条—第61条)
- 附則
- 第1章 総則
 - (目的)
 - 第1条 この規則は、漁業法(昭和24年法律第267号。以下「法」という。)、水産資源保護法(昭和26年法律第313号)その他漁業に関する法令と相まって、高知県における水産資源の保護増進及び漁業調整を図り、もって漁業生産力を発展させることを目的とする。
 - (県内に住所を有しない者の申請)
 - 第2条 県内に住所を有しない者は、第8条第1項又は第33条第3項の申請書を知事に提出しようとする場合には、その住所の所在する都道府県の知事の意見書を添えなければならない。
 - (代表者の届出)
 - 第3条 法第5条第1項の規定による代表者の届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を提出し、て行うものとする。
 - (1) 申請者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
 - (2) 代表者として選定された者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地)
 - 第2章 漁業の許可
 - (知事による漁業の許可)
 - 第4条 法第57条第1項の農林水産省令で定める漁業のほか、次に掲げる漁業(第7号、第8号、第10号、第15号、第16号及び第17号に掲げる漁業にあっては、組合員行使権を有する者が営む当該組合員行使権の内容たる当該漁業を除く。)を営もうとする者は、同項の規定に基づき、知事の許可を受けなければならない。
 - (1) もじやこ漁業 海面においてもじやこ(全長15センチメートル以下のぶりをいう。第34条第1項ただし書において同じ。)をとることを目的とする漁業(中型まき網漁業を除く。)
 - (2) うなぎ稚魚漁業 うなぎの稚魚(全長21センチメートル以下のうなぎをいう。)をとることを目的とする漁業
 - (3) さんご漁業 海面においてさんごをとることを目的とする漁業
 - (4) なまこ漁業 海面においてなまこをとることを目的とする漁業(第12号に掲げる潜水器漁業を除く。)
 - (5) 小型まき網漁業 海面において総トン数5トン未満の船舶を使用して小型まき網により行う漁業(第1号に掲げるもじやこ漁業を除く。)
 - (6) 機船船びき網漁業 海面において動力船を使用して船びき網により行う漁業(第1号に掲げるもじやこ漁業を除く。)
 - (7) 地びき網漁業 海面において地びき網により行う漁業
 - (8) 敷網漁業 海面において敷網により行う漁業
 - (9) 刺し網漁業 海面において刺し網により行う漁業(次号に掲げる固定式刺し網漁業及び第11号に掲げる三枚網漁業を除く。)

- (10) 固定式刺し網漁業 海面において固定式刺し網により行う漁業(次号に掲げる三枚網漁業を除く。)
- (11) 三枚網漁業 海面において三枚網により行う漁業
- (12) 潜水器漁業 海面において潜水器(簡易潜水器を使用するものを含む。)により行う漁業(第3号に掲げるさんご漁業を除く。)
- (13) 火光を利用するすくい網漁業 海面において火光を利用するすくい網により行う漁業(第2号に掲げるうなぎ稚魚漁業を除く。)
- (14) 火光を利用する金架漁業 海面において火光を利用する金架(発射装置を有するもの)又はやすを使用するものを含む。)により行う漁業
- (15) 小型定置網漁業 海面において小型定置網により行う漁業
- (16) 飼付け漁業 海面において飼付けにより行う漁業
- (17) 船びき網漁業 海面において船びき網により行う漁業(第6号に掲げる機船船びき網漁業を除く。)
- 2 前項の許可は、法第57条第1項の農林水産省令で定める漁業又は前項第1号若しくは第5号から第12号までに掲げる漁業(同項第12号に掲げる漁業にあっては、船舶を使用するものに限る。)にあっては当該漁業ごと及び船舶等ごとに、その他の漁業(同項第12号に掲げる漁業にあっては、船舶を使用するものを除く。)にあっては当該漁業ごとに受けなければならない。
 - (許可を受けた者の責務)
- 第5条 知事許可漁業について許可を受けた者は、資源管理を適切にするために必要な取組を自ら行うとともに、漁業の生産性の向上に努めるものとする。
 - (起業の認可)
- 第6条 許可を受けようとする者であって現に船舶等を使用する権利を有しないものは、船舶等の建造若しくは製造に着手する前又は船舶等を譲り受け、借り受け、その返還を受け、その他船舶等を使用する権利を取得する前に、船舶等ごとに、あらかじめ起業につき知事の認可を受けることができる。
 - (起業の認可)
- 第7条 前条の認可(以下「起業の認可」という。)を受けた者がその起業の認可に基づいて許可を申請した場合において、申請の内容が認可を受けた内容と同一であるときは、知事は、第9条第1項各号のいずれかに該当する場合を除き、許可をしなければならない。
 - 2 起業の認可を受けた者が、認可を受けた日から知事の指定した期間内に許可を申請しないときは、起業の認可は、その期間の満了の日に、その効力を失う。
 - (許可又は起業の認可の申請)
- 第8条 許可又は起業の認可を受けようとする者は、法第57条第1項の農林水産省令で定める漁業又は第4条第1項第1号若しくは第5号から第12号までに掲げる漁業(同項第12号に掲げる漁業にあっては、船舶を使用するものに限る。)にあっては当該漁業ごと及び船舶等ごとに、その他の漁業(同項第12号に掲げる漁業にあっては、船舶を使用するものを除く。)にあっては当該漁業ごと、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。
 - (1) 申請者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
 - (2) 知事許可漁業の種類
 - (3) 換業区域、漁業時期、漁獲物の種類及び漁業根拠地
 - (4) 漁具の種類、数及び規模
 - (5) 使用する船舶の名称、漁船登録番号、総トン数並びに推進機関の種類及び馬力数
 - (6) その他参考となるべき事項
- 2 知事は、前項の申請書のほか、許可又は起業の認可をするかどうかの判断に関し必要と認める書類の提出を求めることができる。
 - (許可又は起業の認可をしない場合)
- 第9条 次の各号のいずれかに該当する場合は、知事は、許可又は起業の認可をしてはならない。
 - (1) 申請者が次条第1項に規定する適格性を有する者でない場合
 - (2) その申請に係る漁業と同種の漁業の許可の不当な集中に至るおそれがある場合

2 知事は、前項の規定により許可又は起業の認可をしないときは、海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で、当該申請者にその理由を文書をもって通知し、公開による意見の聴取を行わなければならない。

3 前項の意見の聴取に際しては、当該申請者又はその代理人は、当該事案について弁明し、かつ、証拠を提出することができる。

(許可又は起業の認可についての適格性)

第10条 許可又は起業の認可についての適格性を有する者は、次の各号のいずれにも該当しない者とする。

(1) 漁業又は労働に関する法令を遵守せず、かつ、引き続き遵守することが見込まれない者であること。

(2) 暴力団員等であること。

(3) 法人であって、その役員又は漁業法施行令(昭和25年政令第30号)で定める使用人のうち、前2号のいずれかに該当する者があるものであること。

(4) 暴力団員等がその事業活動を支配する者であること。

(5) 許可を受けようとする船舶等が知事の定める基準を満たさないこと。

2 知事は、前項第5号の基準を定め、又は変更しようとするときは、海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。

(新規の許可又は起業の認可)

第11条 知事は、許可(第7条第1項及び第14条第1項の規定によるものを除く。以下この条において同じ。)又は起業の認可(第14条第1項の規定によるものを除く。以下この条において同じ。)をしようとするときは、当該知事許可漁業を営む者の数、当該知事許可漁業に係る船舶等の数及びその操業の実態その他の事情を勘案して、次に掲げる事項に関する制限措置を定め、当該制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を公示しなければならない。

(1) 漁業の種類(知事許可漁業を水産動植物の種類、漁具の種類その他の漁業の方法により区分したものをいう。以下同じ。)

(2) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数又は漁業者の数

(3) 推進機関の馬力数

(4) 操業区域

(5) 漁業時期

(6) 漁業を営む者の資格

2 前項の申請すべき期間は、1月を下らない範囲内において漁業の種類ごとに知事が定める期間とする。ただし、1月以上の申請期間を定めて前項の規定による公示をすれば当該漁業の操業の時機を失し、当該漁業を営む者の経営に著しい支障を及ぼすと認められる事情があるときは、この限りでない。

3 知事は、第1項の規定により公示する制限措置の内容及び申請すべき期間を定めようとするときは、海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。

4 第1項の申請すべき期間内に許可又は起業の認可を申請した者に対しては、知事は、第9条第1項各号のいずれかに該当する場合を除き、許可又は起業の認可をしないしなければならない。

5 前項の規定により許可又は起業の認可をすべき船舶等の数が第1項の規定により公示した船舶等の数を超える場合には、前項の規定にかかわらず、当該知事許可漁業の状況を勘案して、海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で、許可の基準を定め、これに従って許可又は起業の認可をする者とする。

6 前項の規定により許可又は起業の認可をする者を定めることができないうときは、公正な方法でくじを行い、許可又は起業の認可をする者を定めるものとする。

7 第4項の規定により許可又は起業の認可をすべき漁業者の数が第1項の規定により公示した漁業者の数を超える場合には、第4項の規定にかかわらず、当該知事許可漁業の状況を勘案して、海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で、許可の基準を定め、これに従って許可又は起業の認可をする者を定めるものとする。

8 許可又は起業の認可の申請をした者が当該申請をした後に死亡し、又は合併により解散し、若しくは分割(当該申請に係る権利及び義務の全部を承継させるものに限る。)をしたときは、その相続人(相続人が2人以上ある場合において、その協議により当該申請をした者の地位を承継

すべき者を定めるときは、その者)、当該合併後存続する法人若しくは当該合併によって成立した法人又は当該分割によって当該権利及び義務の全部を承継した法人は、当該許可又は起業の認可の申請をした者の地位を承継する。

9 前項の規定により許可又は起業の認可の申請をした者の地位を承継した者は、その事実を証する書面を添え、承継の日から2月以内にその旨を知事に届け出なければならない。

(公示における留意事項)

第12条 知事は、漁獲割当ての対象となる特定水産資源の採捕を通常伴うと認められる知事許可漁業について、前条第1項の規定による公示をするに当たっては、当該知事許可漁業において採捕すると見込まれる水産資源の総量のうちに漁獲割当ての対象となる特定水産資源の数量の占める割合が知事が定める割合を下回ると認められる場合を除き、船舶等の数及び船舶の総トン数その他の船舶等の規模に関する制限措置を定めなければならないものとする。

(許可等の条件)

第13条 知事は、漁業調整その他公益上必要があると認めるときは、許可又は起業の認可をするに当たり、許可又は起業の認可に条件を付けることができる。

2 知事は、漁業調整その他公益上必要があると認めるときは、許可又は起業の認可後、海区漁業調整委員会の意見を聴いて、当該許可又は起業の認可に条件を付けることができる。

3 知事は、前項の規定により条件を付けようとするときは、行政手続法(平成5年法律第88号)第13条第1項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

4 第2項の規定による条件の付加に係る聴聞の期日における審理は、公開により行われなければならない。

(継続の許可又は起業の認可等)

第14条 次の各号のいずれかに該当する場合は、その申請の内容及び前項の許可又は起業の認可を受けた内容と同一であるときは、第9条第1項各号のいずれかに該当する場合を除き、許可又は起業の認可をしないなければならない。

(1) 許可(知事が指定する漁業に係るものに限る。第4号において同じ。)を受けた者が、その許可の有効期間の満了日の到来のため、その許可を受けた船舶と同一の船舶について許可を申請したとき。

(2) 許可を受けた者が、その許可の有効期間中に、その許可を受けた船舶を当該知事許可漁業に使用することを廃止し、他の船舶について許可又は起業の認可を申請したとき。

(3) 許可を受けた者が、その許可を受けた船舶が滅失し、又は沈没したため、滅失又は沈没の日から6月以内(その許可の有効期間中に限る。)に他の船舶について許可又は起業の認可を申請したとき。

(4) 許可を受けた者から、その許可の有効期間中に、許可を受けた船舶を譲り受け、借り受け、その返還を受け、その他相続又は法人の合併若しくは分割以外の事由により当該船舶を使用する権利を取得して当該知事許可漁業を営もうとする者が、当該船舶について許可又は起業の認可を申請したとき。

2 前項第1号の申請は、従前の許可の有効期間の満了日の3月前から1月前までの間にしなければならない。ただし、当該知事許可漁業の状況を勘案し、これによることが適当でないと認められるときは、知事が定めて公示する期間内に申請をしなければならない。

(許可の有効期間)

第15条 許可の有効期間は、次の各号に掲げる漁業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間とする。ただし、前条第1項(第1号を除く。)の規定によって許可をした場合は、従前の許可の有効期間とする。

(1) 法第57条第1項の農林水産省令で定める漁業及び第4条第1項第4号から第17号までに掲げる漁業 5年

(2) 第4条第1項第1号から第3号までに掲げる漁業 1年

2 知事は、漁業調整のため必要な限度において、海区漁業調整委員会の意見を聴いて、前項の期間より短い期間を定めることができる。

(変更の許可)

知事許可漁業の種類	期限
もじゃこ漁業及びうなぎ稚魚漁業	漁業時期の終了後30日以内
その他の漁業	翌月の末日まで

2 前項の規定による報告は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 許可を受けた者の氏名（法人にあっては、その名称）
- (2) 許可番号
- (3) 報告の対象となる期間
- (4) 漁獲量その他の漁業生産の実績
- (5) 漁業の方法、操業日数、操業区域その他の操業の状況
- (6) 資源管理に関する取組の実施状況その他の資源管理の状況
- (7) その他必要な事項

（適格性の喪失等による許可等の取消し等）

第22条 知事は、許可又は起業の認可を受けた者が第9条第1項第2号又は第10条第1項各号のいずれかに該当することとなったときは、海区漁業調整委員会の意見を聴いて、当該許可又は起業の認可を取り消さなければならない。

2 知事は、許可又は起業の認可を受けた者が漁業に関する法令の規定に違反したときは、海区漁業調整委員会の意見を聴いて、当該許可又は起業の認可を廃止し、又はその効力の停止を命ずることができる。

3 知事は、前項の規定による処分をしようとするときは、行政手続法第13条第1項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

4 第1項又は第2項の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行われなければならない。

（公益上の必要による許可等の取消し等）

第23条 知事は、漁業調整その他公益上必要があると認めるときは、海区漁業調整委員会の意見を聴いて、許可又は起業の認可を廃止し、又はその効力の停止を命ずることができる。

2 前条第3項及び第4項の規定は、前項の規定による処分について準用する。

（許可証の交付）

第24条 知事は、許可をしたときは、その者に対し次に掲げる事項を記載した許可証を交付する。

- (1) 許可を受けた者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）
- (2) 漁業の種類
- (3) 操業区域及び漁業時期
- (4) 使用する船舶の名称、漁船登録番号、総トン数並びに推進機関の種類及び馬力数
- (5) 許可の有効期間
- (6) 条件
- (7) その他参考となるべき事項

（許可証の備付け等の義務）

第25条 許可を受けた者は、当該許可に係る漁業を操業するとき、許可証を当該許可に係る船舶内に備え付け、又は自ら携帯し、若しくは操業責任者（船舶の船長、船長の職務を行う者又は操業を指揮する者をいう。以下同じ。）に携帯させなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、許可証の書換え交付の申請その他の事由により許可証を行政庁に提出中である者が、当該許可に係る漁業を操業するとき、知事とその記載内容が許可証の記載内容と同一であり、かつ、当該許可証を行政庁に提出中である旨を証明した許可証の写しを、当該許可に係る船舶内に備え付け、又は自ら携帯し、若しくは操業責任者に携帯させれば足りる。

3 前項の場合において、許可証の交付又は返付を受けた者は、遅滞なく同項に規定する許可証の写しを知事に返納しなければならない。

（許可証の譲渡等の禁止）

第26条 許可を受けた者は、許可証又は前条第2項の規定による許可証の写しを他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

（許可証の書換え交付の申請）

第27条 許可を受けた者は、許可証の記載事項に変更が生じたとき（船舶の総トン数又は推進機関の馬力数の変更に係るものにあつては、その工事が終わったとき又は機関換装の終わったとき）

6/23

第16条 知事許可漁業の許可又は起業の認可を受けた者が、第11条第1項各号に掲げる事項について、同項の規定により定められた制限措置と異なる内容により、知事許可漁業を営もうとすることは、知事の許可を受けなければならない。

2 前項の規定により変更の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 申請者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 漁業の種類
- (3) 知事許可漁業の許可又は起業の認可の番号
- (4) 知事許可漁業の許可又は起業の認可を受けた年月日
- (5) 変更の内容
- (6) 変更の理由

3 知事は、前項の規定による申請があった場合において必要があるときは、変更の許可をするかどうかの判断に関し必要と認める事項の提出を求めることができる。

（相続又は法人の合併若しくは分割）

第17条 許可又は起業の認可を受けた者が死亡し、解散し、又は分割（当該許可又は起業の認可に基づく権利及び義務の全部を承継させるものに限る。）をしたときは、その相続人（相続人が2人以上ある場合においてはその協議により知事許可漁業を営むべき者を定めたときは、その者）の合併後存続する法人若しくは合併によって成立した法人又は分割によって当該権利及び義務の全部を承継した法人は、当該許可又は起業の認可を受けた者の地位を承継する。

2 前項の規定により許可又は起業の認可を受けた者の地位を承継した者は、その事実を証する書面を添え、承継の日から2月以内にその旨を知事に届けなければならない。

（許可等の失効）

第18条 次の各号のいずれかに該当する場合は、許可又は起業の認可は、その効力を失う。

- (1) 許可を受けた船舶を当該知事許可漁業に使用することを廃止したとき。
- (2) 許可又は起業の認可を受けた船舶が滅失し、又は沈没したとき。
- (3) 許可を受けた船舶を譲渡し、貸し付け、返還し、その他その船舶を使用する権利を失ったとき。

2 許可又は起業の認可を受けた者は、前項各号のいずれかに該当することとなったときは、その日から2月以内にその旨を知事に届けなければならない。

3 第1項の規定によるほか、許可を受けた者が当該許可に係る知事許可漁業を廃止したときは、当該許可は、その効力を失う。この場合において、許可を受けた者は、当該許可に係る知事許可漁業を廃止した日から2月以内にその旨を知事に届けなければならない。

（休業等の届出）

第19条 許可を受けた者は、一漁業時期以上にわたって休業しようとするときは、休業期間を定め、あらかじめ知事に届け出なければならない。

2 許可を受けた者は、前項の休業中の漁業につき就業しようとするときは、その旨を知事に届けなければならない。

（休業による許可の取消し）

第20条 知事は、許可を受けた者がその許可を受けた日から6月間又は引き続き1年間休業したときは、海区漁業調整委員会の意見を聴いて、その許可を取り消すことができる。

2 許可を受けた者の責めに帰すべき事由による場合を除き、第23条第1項の規定により許可の効力を停止された期間及び法第119条第1項若しくは第2項の規定に基づく命令、法第120条第1項の規定による指示、同条第11項の規定による命令、法第121条第1項の規定による指示又は同条第4項において読み替えて準用する法第120条第11項の規定による命令により知事許可漁業を禁止された期間は、前項の期間に算入しない。

3 第1項の規定による許可の取消しに係る聴聞の期日における審理は、公開により行われなければならない。

（資源管理の状況等の報告）

第21条 許可を受けた者は、次の表の左欄に掲げる知事許可漁業の種類別に、それぞれ同表の右欄に掲げる期限までに、次項各号に掲げる事項を知事に報告しなければならない。

5/23

は、速やかに、次に掲げる事項を記載した申請書を提出して、知事に許可証の書換え交付を申請しなければならない。

(1) 申請者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(2) 漁業種類

(3) 許可を受けた年月日及び許可番号

(4) 書換えの内容

(5) 書換えを必要とする理由

（許可証の再交付の申請）

第28条 許可を受けた者は、許可証を亡失し、又は毀損したときは、速やかに、理由を付して知事に許可証の再交付を申請しなければならない。

（許可証の書換え交付及び再交付）

第29条 知事は、次に掲げる場合には、遅滞なく、許可証を書き換えて交付し、又は再交付する。

(1) 第13条第2項の規定により許可に条件を付け、又は同条第1項若しくは第2項の規定により付けた条件を変更し、若しくは取り消したとき。

(2) 第16条第1項の許可（船舶の総トン数又は推進機関の馬力数の変更に係る許可を除く。）をしたとき。

(3) 第17条第2項の規定による届出があつたとき。

(4) 第22条第2項又は第23条第1項の規定により、許可を変更したとき。

(5) 第27条の規定による書換え交付又は前条の規定による再交付の申請があつたとき。

（許可証の返納）

第30条 許可を受けた者は、当該許可がその効力を失い、又は取り消された場合には、速やかに、その許可証を知事に返納しなければならない。前条の規定により許可証の書換え交付又は再交付を受けた場合における従前の許可証についても、同様とする。

2 前項の場合において、許可証を返納することができないときは、理由を付してその旨を知事に届け出なければならない。

3 許可を受けた者が死亡し、又は合併以外の事由により解散し、若しくは合併により消滅したときは、その相続人、清算人又は合併後存続する法人若しくは合併によって成立した法人の代表者が前2項の手続きをしなければならない。

（許可番号を表示しない船舶の使用禁止）

第31条 小型機船底びき網漁業、小型まき網漁業又は機船船びき網漁業の許可を受けた者は、当該許可に係る船舶の外部の両舷側の中央部又は甲板上の両舷側に別記第1号様式による許可番号を表示しなければならない。

2 小型機船底びき網漁業、小型まき網漁業又は機船船びき網漁業の許可を受けた者は、当該許可がその効力を失い、又は取り消された場合には、速やかに、前項の規定によりした表示を消さなければならない。

第3章 水産資源の保護培養及び漁業調整に関するその他の措置

（漁業の禁止）

第32条 何人も、海面において、次に掲げる漁業の方法により営む漁業を営んではならない。

(1) 空つりこぎ

(2) 沖縄式追込網

(3) ごち網

（内水面における水産動植物の採捕の許可）

第33条 内水面において次に掲げる漁具又は漁法によって水産動植物を採捕しようとする者は、漁具又は漁法ごとに知事の許可を受けなければならない。

(1) 火光その他の照明を利用する網（網口の周囲が1メートル以下のすくい網を除く。）

(2) まき網

(3) 地びき網

(4) 張網

(5) 捲張網

(6) 建網

(7) まき刺し網

(8) 上り落しうえ

(9) う網漁法

(10) しめなわ漁法

2 前項の規定は、次に掲げる場合には適用しない。

(1) 第4条第1項の規定による許可を受けた者が当該許可に基づいて前項第1号に掲げる漁具又は漁法によって採捕する場合

(2) 漁業権又は組合員行使権を有する者がこれらの権利に基づいて採捕する場合

(3) 法第170条第1項の遊漁規則に基づいて採捕する場合

3 第1項の許可（以下この条において「採捕の許可」という。）を受けようとする者は、漁具又は漁法ごとに、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

(1) 申請者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(2) 採捕の種類

(3) 採捕する区域、期間及び水産動植物の種類

(4) 漁具の数及び規模

(5) 使用する船舶の名称、漁船登録番号、総トン数並びに推進機関の種類及び馬力数

(6) 採捕に従事する者の氏名及び住所

(7) その他参考となるべき事項

4 次の各号のいずれかに該当する場合は、知事は、採捕の許可をしてはならない。

(1) 申請者が第10条第1項第1号から第4号までのいずれかに該当する者である場合

(2) 漁業調整のため必要があると認める場合

5 採捕の許可の有効期間は、3年とする。ただし、漁業調整のため必要があると認められるときは、知事は、3年を超えない範囲内で、内水面漁場管理委員会の意見を聴いて、その期間を別に定めることができる。

6 採捕の許可を受けた者が死亡し、解散し、又は分割（当該許可に係る事業の全部を承継させるものに限る。）をしたときは、当該許可は、その効力を失う。

7 知事は、採捕の許可を受けた者がその許可を受けた日から6月間又は引き続き1年間その許可に係る漁具又は漁法により水産動植物を採捕しないときは、内水面漁場管理委員会の意見を聴いて、その許可を取り消すことができる。

8 採捕の許可を受けた者の責めに帰すべき事由による場合を除き、第13項において準用する第23条第1項の規定により許可の効力を停止された期間及び法第120条第1項の規定による指示又は同条第11項の規定により許可の命令により第1項各号に掲げる漁具又は漁法による水産動植物の採捕を禁止された期間は、前項の期間に算入しない。

9 知事は、採捕の許可をしたときは、その者に対し次に掲げる事項を記載した許可証を交付する。

(1) 採捕の許可を受けた者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）

(2) 採捕に従事する者の氏名及び住所

(3) 使用する船舶の名称及び漁船登録番号

(4) 許可の有効期間

(5) 条件

(6) その他参考となるべき事項

10 採捕の許可を受けた者は、当該許可に係る漁具又は漁法により水産動植物を採捕するときは、前項の許可証を自ら携帯し、又は採捕に従事する者に携帯させなければならない。

11 前項の規定にかかわらず、許可証の書換え交付の申請その他の事由により許可証を行政庁に提出中である者が、当該許可に係る漁具又は漁法により水産動植物を採捕するときは、知事がその記載内容が許可証の記載内容と同一であり、かつ、当該許可証を行政庁に提出中である旨を証明した許可証の写しを自ら携帯し、又は採捕に従事する者に携帯させなければならない。

12 前項の場合において、許可証の交付又は運付を受けた者は、遅滞なく同項に規定する許可証の写しを知事に返納しなければならない。

13 第8条第2項、第9条第2項及び第3項、第13条、第20条第3項、第22条、第23条並びに第26条から第30条までの規定は、探捕の許可について準用する。

(禁止期間等)

第34条 何人も、次の表の左欄に掲げる水産動植物を、それぞれ同表の中欄に掲げる期間中、それぞれ同表の右欄に掲げる区域において探捕してはならない。ただし、もじやこをとることを目的とする中型まき網漁業、第4条第1項第1号に掲げるもじやこ漁業又は同項第2号に掲げるうなぎ稚魚漁業の許可に基づいて探捕する場合は、この限りでない。

水産動植物		禁止期間	禁止区域
(1) あゆ	12月31日から翌年5月15日まで	海面	
(2) あゆ(全長10センチメートル以下のものに限る。)	周年	内水面	
(3) あゆ(全長10センチメートルを超えるものに限る。)	12月31日午後5時から翌年5月15日午前5時まで	奈半利川に係る河川中安芸郡北川村平錦えん堤から上流 伊尾木川に係る河川中安芸市古井発電用えん堤上流端から上流 物部川に係る河川中香美市土佐山田町杉田発電用えん堤上流端から上流 鏡川に係る河川中高知市鏡多目的用えん堤上流端から上流 吉野川に係る河川中高知県と徳島県との県境から上流の区域(支流を含む。)	
(4) あゆ(全長10センチメートルを超えるものに限る。)	1月31日午後5時から翌年5月15日午前5時まで	仁淀川に係る河川中吾川郡仁淀川町草屋発電用えん堤上流端から上流 仁淀川に係る河川中吾川郡仁淀川町峠の越発電用えん堤上流端から上流 四万十川に係る河川中高岡郡四万十町家地川発電用えん堤上流端から上流及び高岡郡四万十町下道発電用えん堤上流端から上流 松田川に係る河川中宿毛市鶴上町坂本ダムえん堤上流端から上流 仁淀川に係る河川中高岡郡越知町桐見治水ダムえん堤上流端から上流	
(5) あゆ(全長10センチメートルを超えるものに限る。)	1月31日午後5時から5月15日午前5時まで及び10月15日午後5時30分から12月1日午前6時30分まで	仁淀川及び四万十川に係る河川((3)及び(4)に掲げる禁止区域を除く。)	
(6) あゆ(全長10センチメートルを超えるものに限る。)	12月31日午後5時から翌年5月15日午前5時まで及び10月15日午後5時30分まで	内水面((3)から(5)までに掲げる禁止区域を除く。)	
(7) あゆ(全長10センチメートルを超えるものに限る。)	周年	国分川に係る河川中香美市土佐山田町入野かんがい用高芝せき下流端から下流50メートルから上流のかんがい用鏡野せき上流端までの区域 海面及び内水面	
(8) うなぎ(全長21センチメートル以下のものに限る。)	周年		

9/23

メートル以下のものに限る。)			
(9) こい(全長15センチメートル以下のものに限る。)	周年	内水面	
(10) ます類(あまご及びいわなを含む。以下同じ。)(全長10センチメートル以下のものに限る。)	周年	内水面	
(11) ぶり(もじやこ)(全長15センチメートル以下のものに限る。)	周年	海面	
(12) いせえび(体長(眼の付根から尾端までをいう。以下この表において同じ。))13センチメートル以下のものに限る。)	周年	海面	
(13) いせえび(体長13センチメートルを超えるものに限る。)	5月1日から9月15日まで	海面	
(14) あなご(全長3センチメートル以下のものに限る。)	周年	海面	
(15) あなご(全長3センチメートルを超えるものに限る。)	9月1日から翌年3月31日まで	海面	
(16) あわび(全長9センチメートル以下のものに限る。)	周年	海面	
(17) あわび(全長9センチメートルを超えるものに限る。)	9月1日から翌年3月31日まで	海面	
(18) さざえ	9月1日から翌年3月31日まで	海面	
(19) とこぶし(全長3センチメートル以下のものに限る。)	周年	海面	
(20) とこぶし(全長3センチメートルを超えるものに限る。)	9月1日から翌年3月31日まで	海面	
(21) あらめ	10月1日から翌年6月30日まで	海面	
(22) てんぐさ類(まぐさ、おぼくさ及びおにくさという。)	9月1日から翌年2月末日まで	海面	
(23) ふのり	10月1日から翌年2月末日まで	海面	
(24) 全ての水産動植物	周年	西の川に係る河川中香美市吉良川町釣ノ口発電用えん堤上流端から下流50メートルの区域	

10/23

西の川に係る河川中室戸市吉良川町 領地かんがい用第1せき上流端から 下流の領地かんがい用第2せき上流 端の下流50メートルまでの区域	
奈半利川に係る河川中安芸郡北川村、 角梁瀬発電用えん堤上流端から上流 250メートル及び下流400メートルの 区域	
奈半利川に係る河川中安芸郡北川村、 久木発電用えん堤上流端から上流100 メートル及び下流100メートルの区域	
奈半利川に係る河川中安芸郡北川村、 二股発電所放水口中心から上流100メ ートル及び下流200メートルの区域	
奈半利川に係る河川中安芸郡北川村、 平鍋発電用えん堤上流端から上流100 メートル及び下流200メートルの区域	
奈半利川に係る河川中安芸郡北川村、 長山発電所の開閉所最上流コンクリ ート柱と対岸の送電用鉄塔との見通 し線から下流の西谷川と奈半利川と の合流点に建設された漁場標識から 143度30分（真方位による。以下同じ。） の線に至る区域	
奈半利川に係る河川中安芸郡北川村、 奈半利せき上流端から上流10メート ル及び下流30メートルの区域	
奈半利川に係る河川中安芸郡北川村 及び田野町田野せき上流端から上流 10メートル及び下流50メートルの区 域	
伊尾木川に係る河川中安芸市古井発 電用えん堤上流端から下流100メート ルの区域	
安芸川に係る河川中安芸市橋の木か んがい用橋の木せき上流端から上流 7メートル及び下流88メートルの区 域	
赤野川に係る河川中安芸郡芸西村和 食砂防用端河原えん堤上流端から下 流65メートルの区域	
赤野川に係る河川中安芸市赤野砂防 用赤野川えん堤上流端から上流10メ ートル及び下流40メートルの区域	
物部川に係る河川中香美市香北町吉 野発電用えん堤上流端から下流の榎 谷口に建設された漁場標識から355度 の線に至る区域	
物部川に係る河川中香美市土佐山田 町杉田発電用えん堤上流端から下流 345メートルの区域	

物部川に係る河川中香美市土佐山田 町町田かんがい用物部川下流統合せ き上流端から上流左岸70メートルの 点、下流左岸177メートルの点及び国 土交通省右岸距離標8K/2から下 流79メートルの点を順次に直線で結 んだ線により囲まれた区域	
吉野川に係る河川中高岡郡本山町山 崎調整池えん堤下流端から下流65メ ートルの区域	
国分川に係る河川中南国市常通寺島 かんがい用常通寺島せき上流端から 下流20メートルの区域	
国分川に係る河川中高知市市師田か んがい用井の端せき上流端から下流 50メートルの区域	
鏡川に係る河川中高知市鏡多目的用 えん堤上流端から下流306メートルの 区域	
鏡川に係る河川中高知市朝倉かんが い用朝倉せき上流端から上流15メー トル及び下流30メートルの区域	
鏡川に係る河川中高知市上本宮町か んがい用江の口せき上流端から上流 15メートル及び下流33メートルの区 域	
鏡川に係る河川中高知市鏡川町町中 せき上流端から上流15メートル及び 下流30メートルの区域	
仁淀川に係る河川中吾川郡仁淀川町、 長屋発電用えん堤上流端から上流135 メートル及び下流184メートルの区域	
仁淀川に係る河川中吾川郡仁淀川町、 大渡発電所放水路及び大渡発電所放 水口から下流30メートルの区域	
仁淀川に係る河川中吾川郡いの町上 八川下分四発電所取水えん堤上流端 から上流20メートル及び下流100メー トルの区域	
仁淀川に係る河川中高岡郡越知町洞 見治水ダムえん堤上流端から上流60 メートル及び下流100メートルの区域	
仁淀川に係る河川中吾川郡仁淀川町、 峠の越発電用えん堤上流端から上流 30メートル及び下流190メートルの区 域	
仁淀川に係る河川中吾川郡仁淀川町、 加枝発電所放水路	
仁淀川に係る河川中高岡郡越知町野 老山発電用えん堤上流端から上流60 メートル及び下流左岸140メートルの	

	点から180度の線に至る区域
	仁淀川に係る河川中吾川郡いの町仁 淀川右岸八田かんがい用八田せき上 流端から上流20メートルの点、下流 150メートルの目下川新放水路上流 端、左岸八田かんがい用八田せき上流 端から上流20メートルの点及び下流 170メートルに建設された漁場標識を 直線で結んだ線により囲まれた区域
	仁淀川に係る河川中高岡郡越知町遊 行寺かんがい用せき上流端から上流 20メートル及び下流100メートルの区 域
	新莊川に係る河川中高岡郡津野町赤 木砂防用赤木えん堤上流端から上流 25メートル及び下流70メートルの区 域
	新莊川に係る河川中須崎市上分かん がい用運越せき上流端から下流の落 合橋下流端までの区域
	新莊川に係る河川中須崎市下分かん がい用下郷せき上流端から下流25メ ートルの区域
	四万十川に係る河川中高岡郡中士佐 町大野見竹原発電用えん堤上流端か ら上流150メートル及び下流のぬたの 谷口に建設された漁場標識から260度 の線に至る区域
	四万十川に係る河川中高岡郡四万十 町上秋丸かんがい用一斗俵せき上流 端から上流10メートル及び下流113メ ートルの区域
	四万十川に係る河川中高岡郡四万十 町西川角かんがい用大井野せき上流 端から上流10メートル及び下流100メ ートルの区域
	四万十川に係る河川中高岡郡四万十 町家地川発電用えん堤上流端から上 流90メートル及び下流160メートルの 区域
	四万十川に係る河川中高岡郡四万十 町大正中津川中津川砂防用第一えん 堤上流端から上流134メートル及び下 流の古宿谷口に建設された漁場標識 から300度の線に至る区域
	四万十川に係る河川中高岡郡椿原町 中平発電用えん堤上流端から上流55 メートル及び下流330メートルの区域
	四万十川に係る河川中高岡郡椿原町 松原発電所放水口に建設された漁場 標識から上流144メートル及び下流90

	メートルの区域
	四万十川に係る河川中高岡郡四万十 町下道発電用えん堤上流端から上流 60メートル及び下流のふの谷口に 建設された漁場標識から230度の線に 至る区域
	下の加江川に係る河川中幡多郡三原 村芳井砂防用芳井えん堤上流端から 上流50メートル及び下流50メートル の区域

- 何人も、内水面において、あゆ又はます類の産んだ卵を採捕してはならない。
- 第一種共同漁業若しくは第三種区画漁業を内容とする漁業権又はこれらに係る組合員行使権に基づいて種苗として採捕する場合は、第1項の表の(1)及び(11)から(23)までの規定は、適用しない。
- 第1項の表の(1)から(6)まで若しくは(8)から(23)まで又は第2項の規定に違反して採捕した水産動植物又はその製品は、所持し、又は販売してはならない。

(漁具漁法の制限及び禁止)

第35条 何人も、次の表の左欄に掲げる区域においては、それぞれ同表の右欄に掲げる漁具又は漁法により水産動植物を採捕してはならない。

禁止区域	禁止漁具又は漁法
海面	水中に電流を通じてする漁法 油づけ餌（油づけいか（地方名称の「くさいか」を含む。）その他の油性物を利用した餌及び擬餌をいう。）を使用する漁法
内水面	水中に電流を通じてする漁法 びんづけ 発射装置を有する漁具 もり、金突又はこれらに類似の刺突具 潜水器漁法（簡易潜水器を使用するものを含む。） う又はう羽その他う羽に類似するものを用いて魚類を威嚇し、追い込む漁法 水中眼鏡を使用する漁法 通さで漁法

- 前項の規定にかかわらず、火光その他の照明を利用せず、前項におけるもり、金突若しくはこれらに類似する刺突具又は水中眼鏡を使用する漁法により、次の表の左欄に掲げる区域において、それぞれ同表の中欄に掲げる水産動物以外の水産動物を、それぞれ同表の右欄に掲げる期間中に採捕する場合は、この限りでない。

区域	水産動物	期間
吉野川に係る河川	あゆ及びます類	8月1日午前5時から10月15日午後5時30分まで
四万十川に係る河川中高岡郡四万十町家地川発電用えん堤下流端から下流及び高岡郡四万十町下道発電用えん堤下流端から下流	あゆ及びます類	1月1日から12月31日まで
松田川に係る河川	あゆ及びます類	7月15日午前5時から10月15日午後5時30分まで
仁淀川に係る河川	あゆ及びます類	7月15日午前5時から10月15日午後5時30分まで
新莊川に係る河川	ます類	8月1日午前5時から10月15日午後5時30分まで
物部川に係る河川	ます類	8月1日午前5時から10月15日午後5時30分まで
上記以外の内水面	ます類	8月1日午前5時から10月15日午後5時30分まで

第36条 何人も、内水面において、次に掲げる漁具を設置してはならない。

(1) 魚ぜき (しめなわを除く。)

(2) 建干

(3) せき干

(4) やな

(5) 上りうえ及び下りうえ

(6) 上りひ落し

第37条 何人も、次の表の左欄に掲げる区域においては、はぜ追込み網、四手網及びすくい網以外の網漁具を、それぞれ同表の右欄に掲げる期間中に使用してはならない。ただし、4月1日から同月30日までの間において、網目3センチメートル以上の投網及びなげ網を使用する場合は、この限りでない。

禁止区域	禁止期間
野根川に係る河川	4月1日午前零時から6月1日午前5時まで及び10月15日午後5時30分から11月16日午前6時30分まで
奈半利川に係る河川	
安田川に係る河川	
伊尾木川に係る河川 (安芸市古井発電用えん堤上流端から上流の区域を除く。)	
安芸川に係る河川	
物部川に係る河川 (香美市土佐山田町杉田発電用えん堤上流端から上流の区域を除く。)	
鏡川に係る河川 (高知市鏡多目的用えん堤上流端から上流の区域を除く。)	
松田川に係る河川	
仁淀川に係る河川 (高知市春野町西畑自記検潮観測所から249度40分の線から上流の区域 (宮川郡仁淀川町長屋発電用えん堤上流端から上流の区域及び吾川郡仁淀川町峠の越発電用えん堤上流端から上流の区域を除く。))	4月1日午前零時から5月15日午前5時まで及び10月15日午後5時30分から11月16日午前6時30分まで
吾川郡いの町八田かんがい用八田せきから取水する弘岡用水路	
新莊川に係る河川	
四万十川に係る河川 (中後川と四万十川との合流点に建設された漁場標識から上流の区域 (高岡郡四万十町家地川発電用えん堤上流端から上流の区域、高岡郡四万十町下道発電用えん堤上流端から上流の区域及び高岡郡津野町船戸かんがい用船戸せき上流端から下流の区域を除く。))	

第38条から第40条まで 罰則

(漁具の積載禁止)

第41条 漁業の許可及び取締りに関する省令 (昭和38年農林省令第5号) 第75条第2項に規定する滑走装置を備えた桁及び網口開口板は、小型機船底びき網漁業に使用する目的をもって船舶に積み込んではいならない。

(禁止区域等)

第42条 何人も、次に掲げる区域内においては、網による漁業を操業してはならない。

(1) 次に掲げるアからエまで及びアの各点を順次に直線で結んだ線により囲まれた水面

ア 高知市浦戸高知灯台 (以下この条において「基点甲」という。)

甲から4,120メートルの点

イ 基点甲から159度10分の線上基点甲から6,900メートルの点

ウ 基点甲から141度30分の線上基点甲から7,360メートルの点

エ 基点甲から129度40分の線上基点甲から4,860メートルの点

(2) 次に掲げるアからエまで及びアの各点を順次に直線で結んだ線により囲まれた水面

ア 基点甲から113度15分の線上基点甲から7,920メートルの点

イ 基点甲から122度35分の線上基点甲から9,160メートルの点

ウ 基点甲から113度40分の線上基点甲から10,920メートルの点

エ 基点甲から105度10分の線上基点甲から9,920メートルの点

(3) 次に掲げるアからエまで及びアの各点を順次に直線で結んだ線により囲まれた水面

ア 基点甲から194度40分の線上基点甲から5,680メートルの点

イ 基点甲から189度55分の線上基点甲から6,800メートルの点

ウ 基点甲から179度35分の線上基点甲から6,440メートルの点

エ 基点甲から182度25分の線上基点甲から5,240メートルの点

(潮(さく)河魚類の通路を遮断して行う水産動物の採捕の制限)

第43条 潮(さく)河魚類の通路を遮断して行う水産動物の採捕を行う場合は、河川流幅の5分の1以上の魚道の上流端から上流20メートル及び下流20メートルの間においては、魚類の降下又は潮(さく)上を妨げる行為をしてはならない。

2 前項の規定により開通した魚道の上流端から上流20メートル及び下流20メートルの間においては、魚類の降下又は潮(さく)上を妨げる行為をしてはならない。

(遊漁者等の漁具及び漁法の制限)

第44条 何人も、海面において次に掲げる漁具又は漁法以外の漁具又は漁法により水産動物を採捕してはならない。

(1) 竿(さお)づり及び手づり

(2) たも網及び又(さ)手網 (火光その他の照明を利用するものを除く。)

(3) 投網

(4) はし

(5) 徒手採捕

(6) やす (火光その他の照明を利用するもの及び発射装置を有するものを除く。)

2 前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

(1) 漁業者が漁業を営む場合

(2) 漁業従事者が漁業者のために水産動物の採捕に従事する場合

(3) 試験研究のために水産動物を採捕する場合

(有害物質の遺棄漏れ等の禁止)

第45条 水産動物に有害な物を遺棄し、又は漏れつてはならない。

2 知事は、前項の規定に違反する者がある場合において、水産資源の保護増上害があると認めるときは、その者に対して除害に必要な設備の設置を命じ、又は既に設けた除害設備の変更を命ずることができる。

3 前項の規定は、水質汚濁防止法 (昭和45年法律第138号) の適用を受ける者については、適用しない。

(漁場内の岩礁破砕等の許可)

第46条 海面のうち漁業権の存する漁場内において岩礁を破砕し、又は土砂若しくは岩石を採取しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

2 前項の規定により許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、当該漁場に係る漁業権を有する者の同意書を添え、知事に提出しなければならない。

(1) 申請者の氏名及び住所 (法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

(2) 目的

(3) 免許番号

(4) 区域

(5) 期間

(6) 補償の措置

(7) その他参考となるべき事項

3 知事は、第1項の規定により許可をするに当たり、条件を付けることができる。

(試験研究等の適用除外)

第47条 この規則のうち水産動物の種類若しくは大きさ、水産動物の採捕の期間若しくは区域又は使用する漁具若しくは漁法についての制限又は禁止に関する規定は、試験研究、教育実習又は増養殖用の種苗 (種卵を含む。) の供給 (自給を含む。)

という。)。のための水産動植物の採捕について知事の許可を受けた者が行う当該試験研究等については、適用しない。

2 前項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

(1) 申請者の氏名及び住所 (法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

(2) 目的

(3) 適用除外の許可を必要とする事項

(4) 使用する船舶の名称、漁船登録番号、総トン数、推進機関の種類及び馬力数並びに所有者

名

(5) 採捕しようとする水産動植物の名称及び数量 (種苗の採捕の場合は、供給先及びその数量)

(6) 採捕の期間及び区域

(7) 使用する漁具及び漁法

(8) 採捕に従事する者の氏名及び住所

3 知事は、第1項の許可をしたときは、次に掲げる事項を記載した許可証を交付する。

(1) 許可を受けた者の氏名及び住所 (法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

(2) 適用除外の事項

(3) 採捕する水産動植物の種類及び数量

(4) 採捕の期間及び区域

(5) 使用する漁具及び漁法

(6) 採捕に従事する者の氏名及び住所

(7) 使用する船舶の名称、漁船登録番号、総トン数並びに推進機関の種類及び馬力数

(8) 許可の有効期間

(9) 条件

4 知事は、第1項の許可をするに当たり、条件を付けることができる。

5 第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る試験研究等の終了後遅滞なく、その結果を知事に報告しなければならない。

6 第1項の許可を受けた者が許可証に記載された事項につき変更しようとする場合は、知事の許可を受けなければならない。

7 第2項から第4項までの規定は、前項の場合に準用する。この場合において第3項中「交付する。」とあるのは「書き換えて交付する。」と読み替えるものとする。

8 第25条の規定は、第1項又は第6項の規定により許可を受けた者について準用する。

第4章 漁業の取締り

(停泊命令等)

第48条 知事は、漁業者その他水産動植物を採捕し、又は養殖する者が漁業に関する法令の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反する行為をしたと認めるとき (法第27条及び第34条に規定する場合を除く。)は、法第131条第1項の規定に基づき、当該行為をした者が使用する船舶について停泊港及び停泊期間を指定して停泊を命じ、又は当該行為に使用した漁具その他水産動植物の採捕若しくは養殖の用に供される物について期間を指定してその使用の禁止若しくは陸揚げを命ずることができる。

2 知事は、前項の規定による処分 (法第25条第1項の規定に違反する行為に係るものを除く。)をしようとするときは、行政手続法第13条第1項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

3 第1項の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行われなければならない。 (船長等の乗組み禁止命令)

第49条 知事は、第4条第1項の許可を受けた者が漁業に関する法令の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反する行為をしたと認めるときは、当該行為をした者が使用する船舶の操業責任者に対し、当該違反に係る漁業に使用する船舶への乗組みを制限し、又は禁止することができる。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の場合について準用する。

(衛星船位測定送信機等の備付け命令)

第50条 知事は、国際的な枠組みにおいて決定された措置の履行その他漁業調整のため特に必要があるとき、第4条第1項の許可を受けた者に対し、衛星船位測定送信機 (人工衛星を利用して船舶の位置の測定及び送信を行う機器であつて、次に掲げる基準に適合するものをいう。)を当該許可を受けた船舶に備え付け、かつ、操業し、又は航行する期間中は当該電子機器を常時作動させることを命ずることができる。

(1) 当該許可を受けた船舶の位置を自動的に測定及び記録できるものであること。

(2) 次に掲げる情報を自動的に送信できるものであること。

ア 当該船舶を特定することができる情報

イ 当該船舶の位置を示す情報並びに当該位置における日付及び時刻

(3) 前号に掲げる情報の改変を防止するための措置が講じられているものであること。

2 前項の規定による命令を受けた者は、通商の妨害その他の当該命令に係る電子機器の機能を損なう行為をしてはならない。

(停船命令)

第51条 漁業監督吏員は、法第128条第3項の規定による検査又は質問をするため必要があるときは、操船又は漁を行うを指揮監督する者に対し、停船を命ずることができる。

2 前項の規定による停船命令は、法第128条第3項の規定による検査又は質問をする旨を告げ、又は表示し、かつ、国際海事機関が採択した国際信号書に規定する次に掲げる信号その他の適切な手段により行うものとする。

(1) 別記第2号様式による信号旗しを掲げること。

(2) サイレン、汽笛その他の音響信号によりLの信号 (短音1回、長音1回、短音2回) を約7秒の間隔を置いて連続して行うこと。

(3) 投光器によりLの信号 (短光1回、長光1回、短光2回) を約7秒の間隔を置いて連続して行うこと。

3 前項において、「長音」又は「長光」とは、約3秒間継続する吹鳴又は投光をいい、「短音」又は「短光」とは、約1秒間継続する吹鳴又は投光をいう。

第5章 雑則

(漁場又は漁具の標識の設置に係る届出)

第52条 法第122条の規定により、漁場の標識の建設又は漁具の標識の設置を命じられた者は、遅滞なく、その命じられた方法により当該標識を建設し、又は設置し、その旨を知事に届け出なければならない。

(標識の書換え又は再設置等)

第53条 前条の標識の記載事項に変更を生じ、若しくは当該標識に記載した文字が明らかでなくなったとき又は当該標識を亡失し、若しくは毀損したときは、遅滞なくこれを書き換え、又は新たに建設し、若しくは設置しなければならない。

(定置漁業等の漁具の標識)

第54条 定置漁業その他知事が必要と認め別に定める漁業を営む者は、漁具の敷設中、屋間にあつては別記第3号様式による漁具の標識を当該漁具の見やすい場所に水面上1.5メートル以上の高さに設置し、夜間にあつては電灯その他の照明による漁具の標識を当該漁具に設置しなければならない。

2 知事は、前項の漁業を定めたときは、公示する。

(はえ縄漁業及び刺し網漁業の漁具の標識)

第55条 次に掲げるのはえ縄漁業及び刺し網漁業に従事する操業責任者は、その操業中、幹縄又は網の両端に、水面上1.5メートル以上の高さのボンデンを付け、幹縄の中間に300メートルごとに浮標を付けなければならない。この場合、夜間においては、当該ボンデンに電灯その他の照明を掲げなければならない。

(1) まぐろのはえ縄漁業

(2) さんま刺し網漁業

2 前項の漁具の標識には、当該漁業を営む者の氏名又は名称及び住所を記載しなければならない。 (内水面漁場管理委員会)

第56条 内水面漁場管理委員会は、内水面における水産動植物の採捕、養殖及び増殖に関する事項を処理する。

5 この規則の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの規則の施行の日以降にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (令和6年1月16日規則第2号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (令和 年 月 日規則第2号)

(施行期日)

1 この規則は、令和7年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条の規定(公布の日

(2) 第2条の規定(第58条第1項の改正規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める部分に限る。)

及び次項の規定 令和7年6月1日

(経過措置)

2 前項第2号に掲げる規定の施行の日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の

例による。

3 この規則の施行の日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

2 この規則の規定による海区漁業調整委員会の権限は、内水面における漁業に関しては、内水面漁場管理委員会が行う。

(添付書類の省略)

第57条 この規則の規定により同時に二以上の申請書その他の書類を提出する場合において、各申請書その他の書類に添付すべき書類の内容が同一であるときは、一の申請書その他の書類にこれらを添付し、他の申請書その他の書類にはその旨を記載して、一の申請書その他の書類に添付した書類の添付を省略することができる。

2 前項に規定する場合のほか、知事は、特に必要がないと認めるときは、この規則の規定により申請書その他の書類に添付することとされている書類の添付を省略させることができる。

第6章 罰則

第58条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、6月以下の拘禁刑若しくは10万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

(1) 第33条第1項、第34条第1項、第2項若しくは第4項、第35条から第37条まで、第41条から第43条まで、第45条第1項又は第46条第1項の規定に違反したとき。

(2) 第33条第13項において準用する第13条第1項若しくは第2項又は第46条第3項の規定により付けた条件に違反したとき。

(3) 第23条第1項(第33条第13項において準用する場合を含む。)、第33条第13項において準用する第22条第2項、第45条第2項又は第49条第1項の規定に基づく命令に違反したとき。

2 前項の場合においては、犯人が所有し、又は所持する漁獲物、その製品、漁船又は漁具その他の水産動植物の採捕の用に供される物は、没収することができる。ただし、犯人が所有していたこれらの物件の全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴することができる。

第59条 第25条第1項(第47条第8項において準用する場合を含む。)、第31条、第33条第10項又は第44条第1項の規定に違反したときは、当該違反行為をした者は科料刑に処する。

第60条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して、第58条第1項又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、

その法人又は人に対し、各本条の罰金刑又は科料刑を科する。

第61条 第17条第2項、第19条第2項若しくは第25条第3項(第47条第8項において準用する場合を含む。)、第26条から第28条まで若しくは第30条第1項若しくは第2項(これらの規定を第33条第13項において準用する場合を含む。))の規定、第33条第12項の規定又は第47条第5項の規定に違反した者は、5万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和2年12月1日から施行する。ただし、第4条第1項第2号の規定並びに同項第13号、同条第2項、第8条第1項、第15条第1項第2号、第21条第1項、第33条第2項第1号、第34条第1項ただし書、第49条第1項及び第50条の規定(第4条第1項第2号に掲げらるるうなぎ稚魚漁業に係る部分に限る。)(これらの規定に係る罰則の適用を含む。))は、令和5年12月1日から施行する。

(高知県内水面漁業調整規則の廃止)

2 高知県内水面漁業調整規則(昭和44年高知県規則第36号)は、廃止する。

(内水面における水産動植物の採捕の許可に関する経過措置)

3 漁業法等の一部を改正する等の法律(平成30年法律第95号。次項において「改正法」という。))附則第29条の規定により第33条第1項の規定によつてしたものとみなされる前項の規定による廃止前の高知県内水面漁業調整規則(以下「旧内水面規則」という。))第6条の許可については、旧内水面規則第13条の規定は、当該許可の有効期間の満了日までの間は、なおその効力を有する。

(試験研究等の適用除外に関する経過措置)

4 改正法附則第29条の規定により第47条第1項の規定によつてしたものとみなされるこの規則による改正前の高知県漁業調整規則(以下この項において「旧漁業規則」という。))第48条第1項の許可又は旧内水面規則第35条第1項の許可については、旧漁業規則第48条第6項又は旧内水面規則第35条第6項の規定は、それぞれ当該許可の有効期間の満了日までの間は、なおその効力を有する。

(罰則に関する経過措置)

2 この規則の規定による海区漁業調整委員会の権限は、内水面における漁業に関しては、内水面漁業管理委員会が行う。

(添付書類の省略)

第57条 この規則の規定により同時に二以上の申請書その他の書類を提出する場合において、各申請書その他の書類に添付すべき書類の内容が同一であるときは、一の申請書その他の書類にこれらを添付し、他の申請書その他の書類にはその旨を記載して、一の申請書その他の書類に添付した書類の添付を省略することができる。

2 書類の添付を省略することについては、特に必要がないと認めるときは、この規則の規定により前項に規定する場合のほか、知事は、その書類の添付を省略させることができる。

第6章 罰則

第58条 第1項 第1号のいづれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、6月以下の拘禁刑若しくは10万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- (1) 第33条第1項、第34条第1項、第2項若しくは第4項、第35条から第37条まで、第41条若しくは10万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
- (2) 第33条第1項、第34条第1項又は第46条第1項の規定に違反したとき。
- (3) 第33条第1項若しくは第2項又は第46条第3項の規定により附けた条件に違反したとき。

(3) 第23条第13項において準用する場合を含む。)、第33条第13項において準用する第23条第13項において準用する場合を含む。)、第33条第13項において準用する第23条第13項において準用する場合を含む。)

2. 前項の場合において、犯人が所有し、又は所持する漁獲物、その製品、漁船又は漁具その他水産動植物の採捕の用に供される物は、没収することができる。ただし、犯人が所有していたこれらの物件の全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴することができる。

第59条 第25条第1項において適用する場合を含む。）、第31条、第33条第10項又は第44条第1項の規定は、当該違反行為をした者は科料に処する。

は第44条第1項の規定に違反したときは、当該違反行為をした者は、科料刑に処する。

第60条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して、第58条第1項又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑又は科料刑を科する。

その法人又は人に対し、各本案の罰金刑又は科刑を科する。

第六十一条 第十七条第二項、第十九条第二項若しくは第25条第3項（第47条第8項において準用する場合を含む。）の規定、第26条から第28条まで若しくは第30条第1項若しくは第3項（これらの規定を含む。）の規定、第33条第13項において準用する場合を含む。）の規定、第33条第12項の規定又は第47条第5項の規定に違反した者は、5万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)
この規則は、令和2年12月1日から施行する。ただし、第4条第1項第2号の規定並びに同項、第13号、同条第2項、第8条第1項、第15条第1項第2号、第21条第1項、第33条第2項第1号、第34条第1項ただし書、第49条第1項及び第50条の規定（第4条第1項第2号に掲げるうなぎ稚魚漁業に係る部分に限る。）（これらの規定に係る罰則の適用を含む。）は、令和5年12月1日から施行する。

から施行する。

(高知県内水面漁業調整規則の廃止)

高知県内水田農業調査規則の廃止 (昭和44年高知県規則第36号) は、廃止する。

高知県内水面漁業調整規則（昭和44年高知県規則第36号）（内水に於ける水産動植物の採捕の許可に関する経過措置）

3 (内水面における水産動植物の採捕の許可に関する経過措置) 漁業法等の一部を改正する等の法律（平成30年法律第95号）次項において「改正法」という。）
附則第29条の規定により第33条第1項の規定によつたものとみなされる前項の規定による廃止前の高知県内水面漁業調整規則（以下「旧内水面規則」という。）第6条の許可については、旧内水面規則第13条の規定は、当該許可の有効期間の満了日までの間は、なおその効力を有する。
(試験研究有効期間満了日除けに関する経過措置)

(試験研究等の適用除外に關する経過措置)

改正法附則第29条の規定により第47条第1項の規定によつてしたものとなされるこの規則による改正前の高知果漁業調整規則（以下この項において「旧漁業規則」という。）第48条第1項の許可又は旧内水面規則第35条第1項の許可については、旧漁業規則第48条第6項又は旧内水面規則第35条第6項の規定は、それぞれ当該許可の有効期間の満了日までの間は、なおその効力を有する。

1.9.2. (罰則に関する経過措置)

19/23

5 この規則の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなおその効力を有するものととせられる場合には、この規則の施行の日以降にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

則(令和6年1月16日規則第2号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(經過措置)

(控訴指圖)

一、この報則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則(令和3年・田規則第2号)

(施行期日)

（通則）
1 この規則は、令和7年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条の規定 公布の日
(2) 第2条の規定 (第58条第1項の改正規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める部分に限る。) 及び6次項の規定 令和7年6月1日

及び次項の
(経過措置)

2. 前項第2号に掲げる規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

3 第一項第2号に掲げる規定の施行後にした行為に対して、他の罪則の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の規則の規定の例によることとされ、なお効力を有する場合において、当該規則に定める刑に刑法等の一部を改正する上ることとされた罰則を適用する場合において、当該規則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律第2条の規定による改正前の刑法(明治40年法律第45号。)第12条に規定する懲役(以下「懲役」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。)が含まれるときは、当該刑のうちに懲役より長期及び短期を同一に置く有期拘禁刑とする。

は刑と長期及び短期を区別する判例を採擧する。

第1号様式（第31条関係）

漁業	様式	摘要
小型機船底びき網漁業のうちえびこぎ網漁業	コオ 23	図例(1)による。
小型機船底びき網漁業のうち自家用つり餌料びき網漁業	コオジ 23	図例(1)による。
小型機船底びき網漁業のうち貝けた網漁業	コオケ 23	図例(1)による。
機船びき網漁業	23	図例(2)による。
小型まき網漁業	まき 23	図例(3)による。

1 図例(1)

コ オ 23

備考 1 各文字及び数字の大きさは8センチメートル以上、太さは2センチメートル以上、間隔は2.5センチメートル以上とし、更に図例のように太さ2センチメートル以上の枠をもつて囲むものとする。

2 識別を容易にするため蛍光塗料の識別板を採用するものとし、蛍光塗料の色別は、次のとおりとする。

えびこぎ網漁業 黄色
自家用つり餌料びき網漁業 赤色
貝けた網漁業 橙色

2 図例(2)

23

備考 1 数字の大きさは8センチメートル以上、太さは2センチメートル以上、間隔は2.5センチメートル以上とする。

2 識別を容易にするため蛍光塗料の識別板を採用するものとし、蛍光塗料の色別は、次のとおりとする。

東部海域（室戸市 安芸市 安芸郡） 黄色
中部海域（高知市 南国市 土佐市 須崎市 香南市 高岡郡） 赤色
西部海域（宿毛市 土佐清水市 四万十市 幡多郡） 橙色

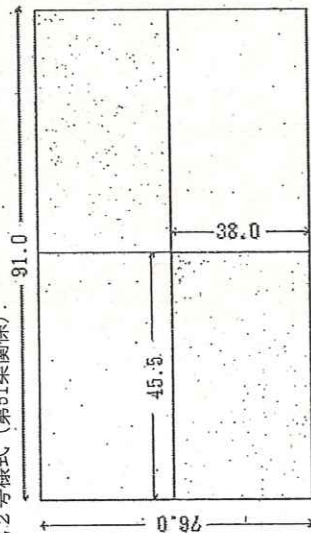
3 図例(3)

ま き 23

備考 1 各文字及び数字の大きさは8センチメートル以上、太さは2センチメートル以上、間隔は2.5センチメートル以上とする。

2 識別を容易にするため蛍光塗料の識別板を採用するものとし、蛍光塗料の色別は、黄色とする。

第2号様式（第51条関係）



備考 1 斜線の部分は黒色とし、その他の部分は白色とする。

2 この旗は、国際海軍機関の採択した国際信号書に掲載の「L」旗（あなたは、すぐ停船されたい。）である。

3 数字は、センチメートルを示す。

- 備考 1 標識は、赤色の布地とする。
 2 数字は、センチメートルを示す。

高知県漁業調整規則の改正についての概要

1 内容と理由

(1) あゆの産卵期保護期間の一部撤廃（高知県漁業調整規則（以下、規則）第 34 条）

…高知県

【改正内容】

あゆの再生産が期待できない仁淀川支流坂折川（桐見ダム上流域）及び松田川（坂本ダム上流域）について、あゆ資源を有効活用するため、あゆの産卵期保護のため設定している 10 月 15 日から 12 月 1 日までの採捕禁止期間（産卵期保護期間） を撤廃する。（別紙 1 高知県漁業調整規則上のあゆ解禁期間）

【改正理由】

高知県では、県内河川の状況に応じたあゆの資源保護を行っていく必要があると考えている。天然あゆが多い水域は規則において産卵期を保護し、天然あゆ資源に重点を置いた資源保護を行う。一方、当該区域のような、横断構造物による遡上、降下の阻害があるようなあゆの再生産が期待できない水域は、放流あゆの有効利用を図りつつ、漁業権行使規則及び遊漁規則により、その時点の資源状況に合わせて柔軟に資源利用及び資源保護を行っていく。

(2) ます類の冬季採捕禁止規定の撤廃（規則第 34 条）…高知県

【改正内容】

あまご資源をより適切に管理するために、県内の内水面全域において、ます類（あまご及びいわなを含む。以下同じ。）を周年採捕できるようにする。（別紙 2 高知県漁業調整規則上のます類解禁期間）。

また、本規則改正に併せて、次の内容の委員会指示（別紙 3 高知県内水面漁場管理委員会指示（素案））を発出する。

- ・ 10 月 1 日から翌年 2 月末日まで、ます類の採捕を原則禁止する
- ・ ただし、第五種共同漁業権の設定された河川及びその区域において、漁業権行使規則又は遊漁規則に基づく、キャッチアンドリリース（以下「C&R」という。）を前提とした採捕をする場合には適用しない。

【改正理由】

C&R によるあまご資源への影響について文献整理及び調査を実施したところ、確実に C&R ができれば極めて影響が低いことが分かった。

また、あまごの C&R による冬季採捕の解禁により、あまごの遊漁者を河川に呼び込み、遊漁収入の増加が図られる。併せて、その増収により効果的な増殖や魚が住みやすい漁場環境の整備を行うことで、あゆやあまご等の資源の増強等も期待できる。さらに、高知県の内水面漁業の振興のみならず中山間地域の地域振興にも大きく寄与する。

- (3) 特定の河川区域における漁具漁法の制限及び採捕禁止期間の撤廃（規則第 38 条及び第 39 条）・・・高知県

【改正内容】

餌づり、擬餌づり及び友づり以外の漁具漁法による水産動物の採捕禁止区域の規定（規則第 38 条）、あゆの採捕を禁止する区域並びに使用する漁具又は漁法及び期間の規定（規則第 39 条）を撤廃する。

【改正理由】

近年、災害や温暖化などにより河川環境は急速かつ著しく変化しており、河川ごと、区域ごとに河川環境状況の違いが生じている。こうした河川環境の変化に応じて迅速かつ適切に資源を管理し、活用することが必要であるが、本規則の詳細な漁具漁法の制限及び採捕禁止期間の規定が柔軟な資源管理を行うための支障の 1 つとなっている。そのため、漁具漁法等の制限は本規則で固定的に制限するのではなく、漁業権行使規則、遊漁規則、委員会指示などで各河川の資源状況や河川環境の変化に応じて、迅速かつ臨機応変に対応することで適切な資源管理と有効活用を図っていく。

- (4) う飼漁法の禁止区域及び禁止期間の撤廃（規則第 40 条）・・・高知県

【改正内容】

う飼漁法の禁止区域及び禁止期間を撤廃する。

【改正理由】

現在、う飼漁法の漁業実態はない。仮に、今後、う飼漁法が行われた場合においても、採捕の許可の区域や期間を条件で制限することや漁業権行使規則により資源状況や河川環境の変化に応じて適切に資源管理することが可能である。このため、本規則で制限する必要性がないため、撤廃する。

- (5) 漁業法及び特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う所要の改正（規則第 50 条）・・・全国

【改正内容】

規則第 50 条に「2 前項の規定による命令を受けた者は、通信の妨害その他の当該命令に係る電子機器の機能を損なう行為をしてはならない。」に加える。

【改正理由】

漁業法及び特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 66 号）が令和 6 年 6 月 26 日に公布され、このうち、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 52 条に 1 項を加える改正規定は令和 6 年 7 月 16 日に施行された。

当該改正規定の内容は、水産資源の持続的な利用を確保するため、衛星船位測定送信機等の備付け及び操業期間中等の当該電子機器等の常時作動を命じられた者は、通

信の妨害その他当該命令に係る電子機器の機能を損なう行為をしてはならないこと等を新たに規定するものである。

本規則の改正については、漁業法に規定されている条項であるが、一連の手續や規制の内容について、漁業者等が適切に理解できるよう確認的に記載するものである。
なお、罰則については、本規則ではなく漁業法第195条第3号で規定されている。

(6) 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う所要の改正（規則第58条）・・・全国
【改正内容】

規則第58条第1項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

【改正理由】

刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）が令和4年6月17日に公布され、令和7年6月1日から施行される。

改正の内容は、刑事施設における受刑者の処遇及び執行猶予制度等のより一層の充実を図るため、懲役及び禁錮を廃止して、拘禁刑を創設等するものである。

そのため、規則中の「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(7) 文言の適正化（規則第58条及び第59条）・・・全国

【改正内容】

規則第58条第2項中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に、同項各号中「者」を「とき。」に改め、第59条中「者」を「ときは、当該違反行為をした者」に改める。

【改正理由】

規則第58条及び第59条は違反行為をした者（行為者）を罰する規定であり、それを明確化したもの。両罰規定については、規則第60条で罰則が規定されている。

2 スケジュール

(1) 規則改正

令和6年

12～1月

水産庁事前調整の終了

パブコメ（意見公募期間：12/25～1/20__意見提出数0件）

高知地方検察庁との協議（協議中）

令和7年

2月

委員会（内水面 2/4 及び海区 2/7）への諮問

水産庁事前協議（公文書）

2～3月

認可申請

4～5月

規則改正を公布、施行（6月、10月に一部を施行）

(2) あまごに係る漁業権の変更

一部の漁業権ではあまごの漁業時期が3月1日から9月30日となっていることから内水面漁場計画及び漁業権の変更が必要であり、以下のスケジュールで変更する予定としている。

令和7年

1月24日

内水面漁協への説明

2～5月

漁場計画変更手続き

6月

漁場計画変更

6～9月

免許変更手続き

10月1日

規則改正の施行（ます類の採捕禁止期間の削除）

委員会指示の発動（ます類の採捕禁止期間）

免許変更

漁業権行使規則及び遊漁規則の変更

高知県漁業調整規則上の鮎の解禁期間

 ... 鮎の解禁期間(現行)

 ... 鮎の解禁期間(規則改正案 産卵期保護の徹底)

現行規則 (34条禁止期間)

- (3) 12/31～5/15
(4) 1/31～5/15、10/15～12/1
(5) 12/31～5/15、10/15～12/1

改正後 (34条禁止期間)

- (3) 12/31～5/15
(4) 1/31～5/15
(5) 1/31～5/15、10/15～12/1
(6) 12/31～5/15、10/15～12/1

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	旧(34条)	新(34条)
奈半利川													(3)	(3)
													(5)	(6)
伊尾木川													(3)	(3)
													(5)	(6)
物部川													(3)	(3)
													(5)	(6)
鏡川													(3)	(3)
													(5)	(6)
吉野川													(3)	(3)
													(5)	(6)
仁淀川													(3)	(3)
													(4)	(4)
四万十川													(4)	(5)
													(3)	(3)
松田川													(4)	(5)
													(5)	(3)
上記以外の河川													(5)	(6)
													(5)	(6)

高知県漁業調整規則のます類の解禁期間


 …ます類の解禁期間(現行)


 …ます類の解禁期間(改正後)


 …ます類の解禁期間(改正後)

現行規則(34条禁止期間)

(10) 12/1～2/15

(11) 10/1～2/未

(※) 採捕禁止期間なし

改正後(34条禁止期間)

(※) 採捕禁止期間なし

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	旧(34条)	新(34条)
吉野川													(10)	※
中野川、白猪谷川													※	※
穴内川(大豊町ヨボウシ橋下流端から大王大橋上流端まで)													※	※
奥瀬川(奥瀬川第1えん堤上流端から第2えん堤下流端まで)													※	※
上記以外													(11)	※
物部川													(11)	※
杉田えん堤から上流													※	※
杉田えん堤から下流													※	※
小川川(小川川と高橋川との合流点から下流の上八川川と小川川との合流点まで)													※	※
上八川川(上八川川と小川川との合流点から下流の下八川川第四発電所放水口まで)													(11)	※
上記以外													※	※
野川川(野川川ダム下流端から野川橋上流端まで)													(11)	※
上記以外													(11)	※
奈半利川													(11)	※
上記以外の河川													(11)	※

高知県内水面漁場管理委員会指示によるます類の禁止期間の設定(改正後)


 …ます類の採捕可能期間


 …ます類のC&R採捕可能期間


 …ます類のC&R採捕禁止期間(委員会指示)

・委員会指示で10/1～2/未まで採捕禁止を指示

・第五種共同漁業権で漁業権行使規則と遊漁規則で規定する場合には、

C&Rに限り採捕できるものとする(適用除外)

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
第五種共同漁業権が設定されている河川(漁業権行使規則及び遊漁規則でC&Rを規定した場合)												
第五種共同漁業権が設定されている河川												
上記以外の河川												

内水面漁場管理
委員会指示

別紙 3

高知県内水面漁場管理委員会指示第 号

ます類（あまご及びいわなを含む。以下同じ）の採捕について、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項及び第171条第4項本文の規定に基づき、令和 年 月 日に、次のとおり指示した。

令和 年 月 日

高知県内水面漁場管理委員会会長

1. 指示の内容

(1) 採捕の制限

全長10センチメートルを超えるます類を採捕してはならない

(2) 採捕の禁止の期間

10月1日から翌年2月末日まで

(3) 採捕の禁止の区域

県内の河川等の内水面及びこれらと接続して一体を成す水面

2. 指示の適用除外

次のいずれかに該当する場合、1.の指示は適用しない。

(1) 高知県漁業調整規則（令和2年高知県規則第73号）第47条第1項の知事の許可を受けた者が、当該許可の範囲内で採捕する場合

(2) 国の機関又は地方公共団体（大学等の試験研究機関を含む。以下同じ。）が、ます類に係る調査又は試験研究を目的として採捕する場合（当該国の機関又は地方公共団体から委託、補助その他の関与を受けて採捕する場合を含む。）

(3) 第五種共同漁業権の漁業権行使規則又は遊漁規則に基づくキャッチアンドリリース（採捕した魚を所持又は販売せず、採捕した場で速やかに再放流すること）を前提とした採捕の場合

3. 指示の有効期間

令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

1. 改正の概要

- (1) あゆの産卵期保護の一部撤廃（高知県漁業調整規則第34条）
あゆ資源をより適切に管理するため、一部の河川において、高知県漁業調整規則（令和2年高知県規則第73号。以下「規則」という。）におけるあゆの採捕禁止期間（産卵期保護期間）を撤廃する。
- (2) ます類（全長10センチメートルを超えるものに限る。）の冬季（12月1日から翌年2月15日まで又は10月1日から翌年2月末日まで）採捕禁止規定の撤廃（規則第34条）
あまご資源をより適切に管理するために、規則における「ます類（全長10センチメートルを超えるものに限る。）」の採捕禁止期間・区域を撤廃する。
- 併せて、委員会指示、漁業施行使規則又は遊漁規則の発出若しくは改正により10月1日から翌年2月末日については、キャッチアンドリリース（以下「C&R」という。）のみ採捕を認めることとする。
- (3) 特定の河川区域における漁具漁法の制限及び採捕禁止期間の撤廃（規則第38条及び第39条）
餌づり、擬餌づり及び友づり以外の漁具漁法による水産動物の採捕禁止区域の規定（規則第38条）、あゆの採捕を禁止する区域並びに使用する漁具又は漁法及び期間の規定（規則第39条）を撤廃する。
- (4) うなぎ漁法の禁止区域・禁止期間の撤廃（規則第40条）
うなぎ漁法の禁止区域・禁止期間を撤廃する。
- (5) 漁業法及び特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う所要の改正（規則第50条）
規則第50条に次の1項を加える。
「2 前項の規定による命令を受けた者は、通信の妨害その他の当該命令に係る電子機器の機能を損なう行為をしてはならない。」
- (6) 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う所要の改正（規則第58条）
規則第58条第1項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(7) 文言の適正化及び規則改正に伴う罰則の適用条文の改正（規則第58条及び第59条）

第58条第1項中「該当する」を「該当する場合には、当該違反行為をした」に改め、同項各号中「違反した者」を「違反したとき。」に改める。

第59条中「違反した」を「違反したときは、当該違反行為をした」に改める。

また、(3)及び(4)の規則改正により規則第38条から第40条までの条文が削除されるため、規則第58条第1項中の「第35条から第43条まで」を「第35条から第37条まで、第41条から第43条まで」に改める。

2 対象河川及び区域

(1) あゆの産卵期保護の一部撤廃（規則第34条）

仁淀川支流坂折川（桐見ダム上流域）及び松田川（坂本ダム上流域）について、あゆの産卵期保護のため設定している10月15日から12月1日までの採捕禁止期間を削除する（別紙1-1 高知県漁業調整規則上のあゆ解禁期間）。

(2) ます類の冬季（12月1日から翌年2月15日まで又は10月1日から翌年2月末日まで）採捕禁止規定の撤廃（規則第34条）

ます類（全長10センチメートルを超えるものに限る。）（以下「ます類」とする。）の採捕禁止期間・区域を削除することで、県内の内水面全域においてます類（あまご及びいわなを含む。）を周年採捕可能とする。

ただし、本規則改正と併せて、委員会指示、漁業施行使規則又は遊漁規則を発出若しくは改めることで、10月1日から翌年2月末日までについては、第五種共同漁業権の設定された河川・区域において、C&Rに限ってます類（あまご及びいわなを含む。）を採捕できるようにする（別紙2-1 高知県漁業調整規則上のます類解禁期間）。

(3) 特定の河川区域における漁具漁法の制限及び採捕禁止期間の撤廃（規則第38条及び第39条）

規則第38条及び第39条の全文を削除する。

(4) うなぎ漁法の禁止区域・禁止期間の撤廃（規則第40条）

規則第40条の全文を削除する。

3 改正の理由

(1) あゆの産卵期保護の一部撤廃（規則第34条）

あゆの採捕禁止期間について、仁淀川支流坂折川の桐見ダム上流域は「1月31日から5月15日まで及び10月15日から12月1日まで」を「1月31日から5月15日まで」とし、松田川坂本ダム上流域は「12月31日から5月15日まで及び10月15日から12月1日まで」を「12月31日から5月15日まで」に変更し、あゆの産卵保護期間の10月15日から12月1日までの削除する（別紙1-1、高知県漁業調整規則上のあゆ解禁期間）。

① 経緯

ア 昭和44年規則（制定時）

本県においては、昭和44年の旧規則の制定時から、あゆの産卵期保護を目的に、10月15日から11月16日までを原則採捕禁止としている。他方、伊尾木川上流域（古井ダムより上流）、物部川上流域（杉田ダムより上流）、鏡川上流域（鏡川ダムより上流）など、産卵期魚の加入が少量又は不安定であり、漁獲されるあゆ資源の多くを放流資源に頼っている。ダム湖上流では、産卵期保護のための禁止期間を規則に設けていない。

これは、翌年資源量への貢献が低い又は不安定な当該年の資源においては、規則において一律に制限して保護しようとするよりも、漁協が制定する漁業権行使規則や遊漁規則による方が、その時点の状況に対応しつつ、それぞれの河川の状況に応じた資源利用及び資源保護措置を臨機応変に行うことができるものとして講じた措置である。

イ 平成11年規則改正

平成11年には産卵期のあゆ資源の保護をより推進するために、産卵保護のための採捕禁止期間を設けている区域について、当該禁止期間を10月15日から11月16日までを、10月15日から12月1日までに一律に改正し、現在に至っている。

ウ 令和6年規則改正

昭和35年に奈半利川に平鍋ダム（平鍋えん堤）が竣工されていたが、昭和44年旧規則制定時に産卵期保護のための禁止期間が撤廃されていた。その後、奈半利川の平鍋ダム（平鍋えん堤）から上流域は台風に伴う豪雨により河川環境の大きな変化が生じたこともあり、産卵期魚の加入は少量又は不安定となり、漁獲されるあゆ資源の多くを放流資源に頼っている状態となっていた。このような状態では、採捕禁止期間（10月15日から12月1日）を設定することによる産卵期保護の効果が

低いことから、他のダム上流域等と同様に採捕禁止期間の制限を撤廃することとし、漁業権行使規則や遊漁規則により、その時点の資源状況に合わせて柔軟に資源利用及び資源保護が図られるよう改正した。

② 仁淀川及び松田川における状況の変化及び採捕禁止期間撤廃の必要性 令和6年規則改正（奈半利川のあゆの産卵期間の採捕禁止期間の撤廃）

を踏まえて、高知県として県内河川のあゆ資源の保護と有効利用を両立させるために、高知県内全域において翌年資源量への貢献が低い又は不安定である河川と区域の有無について調査を実施した。

その結果、仁淀川及び松田川の上流域については遡上が阻害されており天然魚の再生産が行われていない奈半利川と同様の状態にあることを改めて認識できた。

仁淀川では昭和63年に仁淀川支流坂折川に桐見ダムが竣工し、松田川では平成13年に本流に坂本ダムが竣工、両河川では旧規則制定時の昭和44年にはこれらの横断構造物がなかったため、仁淀川支流坂折川の桐見ダム上流域及び松田川の坂本ダム上流域にあたる区域に産卵期保護を目的にした秋季の採捕禁止期間が設けられており、その後、治水等の目的のためにダムが建設されたが、魚道等が設置されておらず、海からの天然あゆの遡上は不可、降下についても困難となっている（別紙1-2、仁淀川・松田川漁場管理保全計画）。

内水面漁業センターによると、両ダム上流域はともに産卵場から遠く、かつ、産卵場との間にダムがあり移動が阻害される等の理由で、天然あゆの再生産が極めて限定的との意見であった（別紙1-3、内水面漁業センター意見書）。また、当該河川の漁業権者である仁淀川漁業協同組合及び松田川漁業協同組合に確認したところ、現在、両ダムより上流域では放流のみで漁場を作出している状況で、両ダム上流域で成長した放流魚の産卵親魚が、仁淀川及び松田川の下流域の産卵場に加齢することはダムが阻害して極めて不安定であるとの意見であった。

高知県としては、従来から県内河川の状況に応じたあゆの資源保護を考えており、天然あゆが多い水域は規則において産卵期を保護し、天然あゆ資源に重点を置いた資源保護を行う。一方、横断構造物による遡上、降下の阻害があるような産卵親魚の加入が不安定な水域は、放流あゆの有効利用を図りつつ、漁業権行使規則や遊漁規則により、その時点の資源状況に合わせて柔軟に資源利用及び資源保護を行う方針としている。なお、漁場の有効利用を図ることによる遊漁料収入の増加分については、増殖行為や漁場維持の取組の強化に充て、さらなる遊漁者数の増加に努めていきたい

と考えている。

これらのことを踏まえ、仁淀川支流坂折川の桐見ダム上流域及び松田川の坂本ダム上流域において、伊尾木川上流域、奈半利川平鍋えん堤より上流域等と同様に産卵期保護を目的とした採捕禁止期間の制限を撤廃することとし、漁業権行使規則や遊漁規則により、その時点の資源状況に合わせ柔軟に資源利用及び資源保護を図られるよう見直すこととした。

これに合わせて、放流と増殖によるあゆ資源の維持を積極的に図るとともに、あゆの産卵親魚の安定化を図るための調査・研究を進め、将来的なあゆ資源の繁殖保護につなげたいと考えている。加えて、資源状況に変化が生じた場合には、漁業権行使規則や遊漁規則で迅速に制限を行い、あゆ資源に悪影響が生じないように、留意してまいりたい。

③ 水産資源の保存及び管理並びに保護培養上の支障の有無

仁淀川支流坂折川の桐見ダム上流域及び松田川の坂本ダム上流域におけるあゆ資源については、桐見ダム及び坂本ダムの横断構造物の設置に伴い、あゆの産卵親魚の加入が少量又は不安定になったことが明らかであることに鑑みると、規則において、他河川と同じ採捕禁止期間を適用することによる産卵期保護の効果は低いものと言わざるを得ない。

このため、高知県としては、両上流域は規則による産卵期保護を目的とした採捕禁止期間を撤廃することとするが、今後、あゆの産卵親魚への加入状況を調査するとともに、将来的なあゆ資源の繁殖保護の可能性を検討したい。これらを実現するための当面の対応として、両上流域を産卵期も漁場として有効活用することにより遊漁料収入を増やし、その増えた収入で増殖や漁場管理を強化することとする。なお、当該漁場の産卵親魚の状況に応じて、漁業権行使規則や遊漁規則により臨機応変に制限を行うつつ、資源の維持を図ることとする。

④ 漁場の使用に関する支障の有無

ア 県内

調査結果（別紙1-2 仁淀川・松田川漁場管理保全計画）を受け、両河川の漁業権者である仁淀川漁業協同組合及び松田川漁業協同組合から要望があったものであり、高知県内水面漁業協同組合連合会で取りまとめのうえ、県に要望の提出があったもので県内のその他の内水面漁業協同組合から漁場の使用に関して支障がないことを確認している。また、両漁協は、第五種共同漁業権を有しており、漁業権行使規則及び遊漁規則で制限を設けて漁場を利用することにより、漁場利用に関して支障は生じないことを

確認している。

イ 近隣県

近隣県との関係においては、今回の改正に関係する河川としては、松田川の一部が愛媛県に属している。愛媛県水産課から今回の改正が漁業調整上、支障がないことを確認している。

(2) ます類の冬季採捕禁止規定の撤廃（規則第34条）

ます類（あまご及びいわなを含む。）の採捕禁止期間（12月1日から翌年2月15日まで又は10月1日から翌年2月末日まで）・採捕禁止区域を削除する。併せて、改正同日に委員会指示で県内の全河川でます類の採捕禁止期間（10月1日から翌年2月末日まで）を設定するとともに、第五種共同漁業権が設定されている河川において、漁業権行使規則及び遊漁規則でC&Rによる採捕を規定する場合に限り、採捕禁止期間に採捕できるようにする。これにより、第五種共同漁業権が設定されている河川では、C&Rであれば、ます類（あまご及びいわなを含む。）の冬季（10月1日から翌年2月末日まで）採捕が可能となる（別紙2-1 高知県漁業調整規則上のます類解禁期間）。

① 経緯（別紙2-2 ます類採捕禁止期間の改正経緯）

ア 昭和44年規則（制定時）

高知県内水面漁業調整規則（昭和44年高知県規則第36号。以下「旧規則」という。）の制定時、ます類（あめのうお※）の繁殖保護のため、県内の全ての内水面において産卵期に当たる冬季（10月1日から翌年2月末日まで）のます類（あめのうお）の採捕を禁止していた。

※ あめのうお…「あまご」の昔の高知県での呼び名。現在では使われていない。

イ 平成12年旧規則改正

ます類（あめのうお）をます類（あまご及びいわなを含む。）とする規則改正を行った。これは、あまごが高知県で昔、あめのうおと呼ばれていたが、あまごと呼ばれるのが一般的になったことから、改正を行ったものである。また、高知県に自然分布しているます類はあまごのみであるが、いわなが移植放流され一部河川の最上流域に生息している。いわなは県内に自然分布している種ではないものの、商業利用もないことから、県として資源保護の対象とはしていないもの、いわなとあまごは餌づり、擬似づりなどの同じ漁法で採捕されるため、適切な漁業管理、密漁防止の観点から、規則上のます類にいわなを含むこととしている。この

ため、高知県ではこれまでのます類の規制緩和等に係る規則改正は、あまごの資源保護についてのみ配慮行ってきた。

また、あまごの再生産が不安定な吉野川(支流桑瀬川)及び物部川(杉田えん堤から下流)の一部区域においては、適切な放流や遊漁規則によるC&R等の漁場管理を確実に行うことで、採捕禁止期間を緩和しても、資源量の維持を図りながら遊漁者のニーズにも応えることが可能であると判断し、冬季の採捕禁止期間を撤廃した(冬季の採捕禁止を撤廃している一部区域については、行使規則と遊漁規則において、冬季の採捕についてはC&Rのみが可能であると規定している。)。加えて、吉野川(支流中野川、支流白猪谷)については、冬季の特別採捕許可による調査を県主導で行い、人が立ち入っても多数のあまごの産卵が確認されたことから、支障のない範囲で冬季の採捕禁止期間を短縮することとし、当該期間を12月1日から2月15日までとした。

ウ 平成21年旧規則改正

平成12年改正時の吉野川(支流桑瀬川)及び物部川(杉田えん堤から下流)の一部区域と同様の理由で、仁淀川(支流小川川、支流上八川川)の一部区域について、冬季の採捕禁止期間を撤廃した。

エ 平成24年旧規則改正

平成12年の吉野川(支流桑瀬川)及び物部川(杉田えん堤から下流)の一部区域及び平成21年改正時の仁淀川(支流小川川、支流上八川川)の一部区域と同様の理由に加え、中山間地域の活性化を図るため、吉野川(支流穴内川)及び桑半利川(支流野川川)の一部区域について、冬季の採捕禁止期間を撤廃した。

② 状況の変化及び規則改正の必要性

ア 高知県内の内水面漁場の状況

高知県では、規則において大部分の河川で10月1日から翌年2月末日までの期間、天然のます類(あまご)(以下「あまご」という。)の産卵期を保護する目的で採捕を禁止している。また、人工種苗の安定的な大量生産が可能となった昭和57年から現在(令和5年)までに概ね毎年5トン以上のあまごを種苗放流し(別紙2-3 高知県あまご放流量)、さらに漁業権行使規則及び遊漁規則により漁具漁法を制限することであまご資源の保護を図っている。

他方、近年、高知県内の河川については、環境の悪化、魚病の発生、外来魚やカワウ等の食害などにより、第五種共同漁業権の主要魚種であるあまごの資源量が減少しており、それに伴い組合員数及び遊漁者数が減

少し、漁協の主な収入源である行使料、賦課金及び遊漁料の収入が落ち込み、漁協の経営が厳しくなっている。このため、資源を維持するための増殖行為を、あゆだけでなく、あまごを含むその他の魚種についても縮小せざるを得ない状況になっている。

そのような中で、あまごについては、あゆのように河川と海を行き来しなくても再生産ができることや、環境悪化の影響が比較的少ない上流域に産卵場や生息域があることから天然の資源量があゆより安定しており、また比較的安価な道具で釣りができることから参入がしやすく、近年、遊漁者が増加傾向にある(別紙2-4 日本における海面と内水面の釣り人数および内水面の魚種別の釣り人数)。あまごの遊漁者を河川に呼び込み、遊漁収入の増加を図ることで、効果的な増殖や魚が住みやすい漁場環境の整備を行うことが可能となり、あゆやあまご等の資源管理に寄与することができるようになる。高知県としては、以上のような理由で周年の遊漁を可能とすることで、あまごの遊漁者を増加させることが必要と考えている。

イ 内水面関係者の動向及びそれに対する高知県の考え方(必要性)

今般、高知県内水面漁業協同組合連合会から県に対し、遊漁料の増収による増殖行為の安定化を図るため、C&Rを前提とした高知県全域におけるあまごの採捕禁止期間の撤廃に関する要望があった。

また、令和6年2月15日に安芸郡馬路村と株式会社スノーピークが新たな地域資源の発掘、活用による観光振興の促進を行うことにより、地域社会の発展等に寄与することを目的とする包括連携協定を締結した。これに関連し、キャンペーンをしながらフライフィッシングを楽しめる、日本で最先端の「キャンプ×フライフィッシング」の聖地にする構想(別紙2-5 高知新聞)が検討されており、馬路村役場から桑半利川上流であまごの冬季釣り場の設定に関する要望があがってきている。

あまごのC&Rによる冬季採捕の解禁については高知県の内水面漁業の振興のみならず中山間地域の地域振興にも大きく寄与する可能性があることに鑑み、県として重点課題として検討を重ね、あまごの有効利用が内水面漁業の振興等に寄与すると判断するとともに、後述のとおり、資源及び漁業調整上の支障が生じないと判断した。

③ その他の必要性

近年、遊漁の対象魚種について、カワウによる食害が問題となっている。一般的に、カワウの1日当たりの捕食量は500gで、胃内容物調査によりあゆ、にじます、やまめ又はあまごの捕食が多いとされている(別紙2-6

できるところからはじめよう！Let's.カワウ対策）。また、カワウの出現は10月から翌年の6月頃までに多く（別紙2-7 内水面漁業におけるカワウの食害アンケート）、カワウの採食場は人目につきにくいところになる。一方、内水面の漁が解禁され、釣り人の気配が漂うようになる。カワウはその場所から遠ざかるといった反応が見られる。このような人を嫌うカワウの性質は食害防除に応用できることが示されている（別紙2-8 放流アユ種苗を食害するカワウの摂餌特性）。あまごの禁漁期間である10月から2月末までは、県内の内水面漁業の主要魚種（あゆ、うなぎ及びあまご）がいずれも禁漁となっており、人が河川に近寄る機会が極めて少ないことからカワウの食害を受けやすい状況となっている。個体数調査によって、高知県では2020年11～2月に1,340羽のカワウが確認されており、これらの個体が全て摂餌を行うとすると、1日当たり168kgの魚が捕食されると推定される（別紙2-9 カワウの生息状況と捕獲状況について）。現在のところ、追い払いや捕獲、河川でのテグス張りによる着水防止などの被害防止対策が内水面の漁業協同組合により行われているが、対策が追い付かない状況にある。このため、あまごのC&Rによる冬季釣り場での採捕は、漁場の有効活用にとどまらず、カワウによる食害を軽減し、資源の保護増養に極めて有効と考える。

さらに、あまご資源への影響が少ないC&Rによる冬季採捕を解禁することで、漁協は遊漁料収入の増加が見込め、漁協による放流等の増進行為や漁場管理の促進につながり、より積極的なあまご資源の保護を図ることが可能となるとともに、上記のカワウによる食害の軽減にも繋がることと期待される。

④ 水産資源の保存及び管理並びに保護増養上の支障の有無

高知県に生息するます類にはあまごといわながある。いわなは①イに記載のとおり、高知県に自然分布しないが（別紙2-10 有識者 水産・教育機構の坪井主任研究員の意見書）、過去に移植放流が行われ、県内の一部河川の最上流域で再生産し、極めて少ないながら生息が確認されている。高知県に本来分布するものではなく、商業利用もされていないため、いわなについては資源保護の必要がないと判断し、あまごのみについて冬季C&R採捕の解禁による資源量への影響の有無を以下に記載する。なお、前述のとおり、あまごといわなは同じ漁法で採捕されるため、適切な漁業管理、密漁防止の観点から、規則のます類には改正後も引き続きいわなを含むこととする。

C&Rによる資源への影響について、C&Rすることにより高確率で生残することから、近縁種のやまめでは論文で（別紙2-11 実験池においてキャッチア

ンドリリリースされたイワナ、ヤマダの生残と成長）、あまごでは有識者からの意見書（別紙2-10）でそれぞれ示されており、確実にC&Rができれば資源量への影響は極めて低いと考えられる（別紙2-12 いとも魚にあえる川づくり（水産庁））。

実際に、高知県内のあまごの冬季C&R採捕の解禁による資源量への影響の有無について、あまごの主要漁場である物部川上流域をモデル河川として調査した。調査内容としては、物部川漁協が令和元年から令和4年までの間、特別採捕許可により冬季の採捕禁止を解除し、試験的にC&Rによる採捕を解禁し、資源への影響に関するデータの収集を行った。特別採捕での調査では、冬季に年間約5千尾（採捕従事者：年間約100名）ほどのあまごをC&Rで採捕してきたが、あまごの生息密度（6月）は特別採捕前の平成30年と令和元年（6調査地点の平均、2カ年）が0.19～0.48尾/㎡であったのに対し、特別採捕後の令和2年以降（6調査地点の平均、4カ年）が0.29～0.49尾/㎡であり、特別採捕の前後に比べて低下している状況は確認されなかった。また、特別採捕を行っていない区域（6調査地点平均）についても調査したところ、その生息密度は0.11～0.24尾/㎡であり、特別採捕した区域の生息密度が低くなる傾向は認められなかった（別紙2-13 物部川におけるあまご生息密度）。

また、特別採捕により冬季に採捕したあまごのうち23～36%が放流魚で、放流が着実に資源へ添加されていることが分かった（放流魚は放流直後の魚体が天然魚と建うため識別可能）。さらに、令和2年から令和5年までの天然魚と放流魚の割合に大きな変化はなく、特別採捕により年間5千尾程度を採捕してもC&Rすることで資源への影響はほとんどないと判断できる（別紙2-14 物部川における冬季に採捕したあまごの天然魚と放流魚の割合）。

さらに、遊漁者が産卵期間に河川に立ち入ること、産卵場を荒らすリスクについては、産卵箇所はあまごが産卵時に掘り起こすことにより綺麗な砂地が露出し、目視で容易に確認することができ（別紙2-15 あまご産卵場）ことから、漁業権行使規則及び遊漁規則においてあまご産卵場への立ち入りや川底のかくはんを禁止し、その周知の徹底及び漁場の監視を行うことで、産卵場が荒らされる可能性は低いと考えられる。特別採捕期間中の11月に産卵状況調査を行ったところでも、許可区域内での産卵が確認されており（別紙2-15 あまご産卵場）、釣り人が河川に立ち入ることによる産卵への影響はなかった。

当該規則の改正に伴い、あまご産卵場の保護を徹底するため、第五種共同漁業権が設定され、採捕を規定した河川についてのみ適用除外として、委員会指示で冬季採捕を可能とする。具体的には、漁業権行使規則及び遊漁規則

においてC&Rに限り冬季採捕できるようにするとともに、あまご産卵場への立ち入りや川底のかくはんを禁止し、釣り人への周知を行うこととする。それ以外の河川については、漁業権漁場として管理されていないため、産卵場への立ち入りや河川のかくはん、C&Rに見せかけた密漁に対する実効性のある対策が困難であることから、規則改正施行日と同日に委員会指示を発動し、10月1日から翌年2月末日までの採捕の禁止を従来どおり継続する(C&Rによる採捕であっても禁止)。

また、平成21年に旧規則を改正し、あまごの冬季採捕禁止期間を撤廃した仁淀川支流上八川川の一部区域では、平成22年からC&Rによる冬季採捕を行っている。この冬季採捕の釣り場は組合員と遊漁者を合わせて年間約100名以上に利用されているが、当該区域の漁業権を有する仁淀川漁業協同組合からの聞き取りによると、組合員や遊漁者からは当該区域のあまご資源量が増えているとの声があるとのことであった。これは、冬季採捕の釣り場の運営で得られた増収分による追加放流や当該釣り場を組合員や遊漁者が利用することで密漁者への監視となっていたこと、釣り人が河川内にいることによるカワウソウの被害被害の減少が寄与した結果と考えられる。以上のことから、規則のまず類採捕禁止規定を削除しても、C&Rによる管理を確実に行うことで、資源への影響は生じない。

⑤ 漁場の使用に関する支障の有無

ア 県内

高知県内水面漁業協同組合連合会から高知に対し、遊漁料の増収による増殖行為の安定化を図るため、C&Rを前提とした高知県全域におけるあまごの採捕禁止期間の撤廃に関する要望があった。また、同連合会には各河川の実態に即し、必要に応じて、漁業権行使規則及び遊漁規則により各河川の一部の区域でC&Rに限定した冬季釣り場を解禁するかを判断することの方向性を決定しており、県内の内水面漁業関係者の調整は整っている。

イ 近隣県

今回の改正に関係する河川のうち、吉野川、野根川の一部が徳島県に属し、また、松田川、四万十川及び仁淀川の一部が愛媛県に属している。徳島県漁業管理調整課及び愛媛県水産課から今回の改正が漁業調整上、支障がないことを確認している。

⑥ あまごのC&R区域及び期間の設定方法

ア 委員会指示の概要

指示内容

対象魚種 : ます類 (あまご及びいわなを含む。)

採捕禁止期間 : 10月1日から翌年2月末日まで

採捕の禁止の区域 : 県内全ての河川等の内水面

指示の適用除外

第五種共同漁業権を内容とする漁業権に係る漁業権行使規則又は遊漁規則に基づいてC&R(採捕した魚を直ちに放流する漁法)で採捕する場合は、適用しない。

イ 第五種共同漁業権が設定されている河川

あまごのC&Rによる冬季採捕の解禁をする場合には、漁業権行使規則又は遊漁規則にその区域や期間を設定するとともに、あまご産卵場への立ち入りや川底のかくはんを禁止する規定を設ける。また、C&Rの徹底管理を適切に行う。

ウ イ以外の河川

アの委員会指示で、あまごの採捕禁止期間(10月1日から翌年2月末日まで)は従来どおりである。

⑦ 今後の状況の変化が生じたときの対応

今後の改正に伴い、あまごのC&Rによる冬季採捕の解禁をする河川については、毎年の採捕量、産卵状況、資源量等の把握に努める。仮に、あまご資源の状況が悪化した場合は悪化が示唆されるような場合には、漁業権行使規則、遊漁規則及び委員会指示により、臨機応変に対応することとする。

(3) 特定の河川区域における漁具漁法の制限及び採捕禁止期間の撤廃(規則第38条及び第39条)

餌づり、擬餌づり及び友づり以外の漁具漁法による水産動物の採捕禁止区域の規定(規則第38条)、あゆの採捕を禁止する区域並びに使用する漁具又は漁法及び期間の規定(規則第39条)を撤廃し、漁業権行使規則、遊漁規則、委員会指示など、きめ細やかな漁具漁法の制限を行っていくことで、各河川の状況に応じた資源の適切な保護と有効活用を図っていく。

① 経緯

本県においては、昭和44年旧規則制定時から、餌釣り、擬餌づり及び友

づり以外（釣り以外）の漁具漁法による水産動物の採捕禁止区域（規則第38条）、あゆの採捕を禁止する区域、使用する漁具又は漁法及び期間（規則第39条）を設けていた。昭和37年の漁業法改正により、漁業権行使規則及び遊漁規則による管理も可能となったが、当時、河川漁業者や遊漁者が多く、トラブルが懸念されたことなどから、規則での制限を継続し、これまで改正されることなく、現在に至っている。

② 状況の変化及び規則改正の必要性

当該あゆの採捕を禁止する漁具漁法等の制限は、河川漁業者や遊漁者のトラブルを回避するために漁業調整上、必要であると判断され、昭和44年旧規則制定時から現在まで当該制限を継続してきた。しかしながら、その制限内容は漁業権が設定されている水域において漁業権行使規則及び遊漁規則でも同様に規定しており、近年、それらの制限はインターネット等の情報発信により浸透し、大きなトラブルは発生していない。また、令和2年12月に漁業法が改正され、漁業権侵害罪の罰金が20万円から100万円に引き上げられたことで、規則以上の抑止力が働くようになっていく。

今般、高知県としては、規則による制限を撤廃し、漁業権行使規則及び遊漁規則の規定で河川漁業者や遊漁者のトラブルを回避することが可能であると判断している。

また、近年、災害や温暖化などにより河川環境は急速かつ著しく変化しており、河川ごと、区域ごとに河川環境状況の違いが生じている。こうした河川環境の変化に応じて迅速かつ適切に資源を管理し、活用することが必要であるが、当該規則の規定が支障の一つとなり、柔軟な資源管理が行えていない。そのため、高知県としては、漁具漁法等の制限は固定的に規則で制限するのではなく、漁業権行使規則と遊漁規則で資源状況や河川環境の変化に応じて、迅速かつ臨機応変に対応することで適切な資源管理が図られると考えている。

なお、他県の漁業調整規則においても、漁具漁法等の細かな制限は少なく、中国四国地方の8県では河口域の制限を除けば、内水面において特定の漁具漁法で禁止区域、禁止期間を制限している県はない（別紙3-1 他県漁業調整規則）。これらのことから、当該規定を撤廃し、漁業権行使規則、遊漁規則、委員会指示など、きめ細やかな漁具漁法の制限を行っていくことで、各河川の状況に応じた資源の適切な保護と有効活用を図っていくこととする。

当該規定にあった規制のうち、漁業権のある野根川、奈半利川、安田川、伊尾木川、安芸川、物部川、鏡川、仁淀川、新庄川及び四万十川（一部河川区域）については既に漁業権行使規則、遊漁規則により規制されているため、

今回の当該規定の撤廃により制限が緩和されるものではない。一方で、漁業権のない河川区域（四万十川の一部河川区域）については、当該規定の撤廃と同時に委員会指示により同様の制限を行うものとする。

③ 水産資源の保存及び管理並びに保護培養上の支障の有無

当該あゆの採捕を禁止する漁具漁法の制限がある河川においては、資源状況に応じ、規則のほか、漁業権行使規則や遊漁規則により臨機応変に制限を行っている。例えば、あゆであれば漁獲圧が高い網漁については必要な期間、区域で制限を行っており、産卵親魚の保護は徹底されている。また、一部の河川では産卵場のある下流域を広範囲に、10月1日から12月31日まで禁漁とする取組も行っており（規則第34条 産卵保護期間 10月15日から12月1日までの採捕禁止期間を含む。）、規則による制限を撤廃したとしても状況の変化はなく、規則改正による資源の保存及び管理並びに保護培養上の支障は生じない。

なお、漁業権行使規則や遊漁規則の存在しない河川区域についても、規則改正と同時に委員会指示により同様の制限を設けるため、資源の保存及び管理並びに保護培養上の支障は生じない。

④ 漁場の使用に関する支障の有無

ア 県内

高知県内水面漁業協同組合連合会を通して全ての県内の内水面漁業関係者から漁場の使用に関して支障がないことを確認している。

漁場の使用に当たっては、釣り、網漁業者間などの潜在的な競合はあるが、現在は、漁業協同組合内で協議の上、適切かつ有効に管理できよう漁業権行使規則及び遊漁規則で制限していることから、漁場利用の競合は生じていない。今後、漁場利用に関する競合による調整上の支障がある場合は、漁業権行使規則、遊漁規則による制限の変更や、委員会指示で対応していく。

イ 近隣県

この改正に係る近隣県はない。

(4) う飼漁法の禁止区域・禁止期間の撤廃（規則第40条）

う飼漁法の禁止区域・禁止期間を撤廃し、採捕の許可の条件や漁業権行使規則により、適切に制限する。

① 経緯

本県におけるあゆ魚は昭和昭和初期にう飼漁法が多く行われており、昭和44年旧規則制定時から、う飼漁法の禁止期間を設けている。う飼漁法は主にあゆの採捕が目的であることから、う飼漁法とその他の漁法との漁業調整トラブルを回避するために、規則制定時のあゆの採捕禁止期間と禁止河川・区域(12月31日から5月15日又は6月1日まで、10月15日又は10月20日から11月16日まで)をう飼漁法の禁止期間・区域として規則で設けていた。

② 状況の変化及び規則改正の必要性

昭和40年頃から、あゆ魚は網漁法や釣り漁法が主体となり、う飼漁法の実態は少なくなり、昭和50年頃にはう飼漁法が行われなくなった。それ以降、う飼漁法の実態がなくなり、規則での禁止期間の制限を継続していても支障がない状況となっていた。現在も、引き続き漁業実態がない状況であるが、過去の伝統漁法を体験する観光目的としたう飼漁法が今後、採捕許可(規則第33条)又は漁業権により復活する可能性はある。

う飼漁法の禁止期間については他漁法との漁業調整トラブルを回避するために、あゆ採捕の禁止期間である産卵時期を含めた資源保護期間としていたが、昭和44年旧規則制定以降、あゆの採捕禁止期間が資源保護等の観点から規則改正が行われているにもかかわらず、う飼漁法の禁止期間は規則で改正されていない。これについては、昭和50年頃からう飼漁法の実態がなくなることから、規則改正しなくても支障がないと考えられたことによるものである。今後、仮に採捕許可又は漁業権によりう飼漁法が復活した場合であっても、現行規則ではう飼漁法の禁止期間があゆ採捕禁止期間(禁止期間:12月31日又は1月31日から5月15日まで、10月15日から12月1日まで)とずれが生じており、廃止を含めて整合性を図る必要がある。

一方で、う飼漁法は、規則第33条に規定する内水面における水産動植物の採捕の許可又は漁業権の免許(一部の河川で漁業権でう飼漁法による採捕を行うことができる)で管理することが可能である。う飼漁法が盛んだつた頃は、県内の各地で行われていたこともあり規則で一律に制限をかけることが合理的であったが、実態のない現在では規則で制限をする必要はなく、仮にう飼漁法が復活した場合であっても、採捕の許可では禁止期間を許可条件に付すこと、漁業権では漁業権行使規則等でう飼漁法の区域又は期間を制限することですべて十分に対応ができる。

以上のことから、規則第40条は廃止とし、う飼漁法をする者がた場合には採捕の許可の条件や漁業権行使規則により、適切に制限する方針とする。

③ 水産資源の保存及び管理並びに保護培養上の支障の有無

社会情勢の変化等により、現在、う飼漁法は行われておらず、資源の保護培養上の支障はない。上述のとおり、仮に、今後、う飼漁法が行われた場合においても、採捕の許可の区域や期間を条件で制限することや漁業権行使規則により資源状況や河川環境の変化に応じて適切に資源管理することが可能である。

④ 漁場の使用に関する支障の有無

ア 県内

高知県内水面漁業協同組合連合会を通して全ての県内の内水面漁業関係者から漁場の使用に関して支障がないことを確認している。また、現在は操業実態はないことから、他漁業との競合等はない。今後、う飼漁法が復活する場合には、関係者等の意見を聞き、他漁業の競合等がないように、採捕許可の条件、漁業権行使規則又は委員会指示で対応していく。

イ 近隣県

この改正に係る近隣県はない。

(5) 漁業法及び特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う所要の改正(規則第50条)

漁業法及び特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律の一部を改正する法律(令和6年法律第66号)が令和6年6月26日に公布され、このうち、漁業法(昭和24年法律第267号)第52条に1項を加える改正規定は令和6年7月16日に施行された。

当該改正規定の内容は、水産資源の持続的な利用を確保するため、衛星位置測定送信機等の備付け及び振動期間中等の当該電子機器等の常時動作を命じられた者は、通信の妨害その他当該命令に係る電子機器の機能を損なう行為をしてはならないこと等を新たに規定するものである。

規則の当該改正については、漁業法に規定されている条項であるが、一連の手続や規制の内容について、漁業者等が適切に理解できるよう確認的に記載するものである。なお、罰則については、規則ではなく漁業法第195条第3号で規定されている。

(6) 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う所要の改正(規則第58条)

刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号)が令和4年6月17日に公布され、令和7年6月1日から施行される。

改正の内容は、刑事施設における受刑者の処遇及び執行猶予制度等のより一層の充実を図るため、懲役及び禁錮を廃止して、拘禁刑を創設等するものである。

このうち拘禁刑の創設については、規則において手当てが必要となることから、関係条文を改正する。

(7) 文言の適正化及び規則改正に伴う罰則の適用条文の改正
両罰規定の対象となる規定(規則第58条及び第59条)について、自然人を対象とすることを明確化する。

(3) 及び(4)の規則改正により規則第38条から第40条の条文が削除されるため、規則第58条の罰則の対象から削除する。

4 施行期日

公布の日から施行する。ただし、第34条、第38条、第39条及び第40条の改正規定は令和7年10月1日から施行し、第58条第1項の改正規定(「懲役」を「拘禁刑」に改める部分に限る。)は、令和7年6月1日から施行する。

5 経過措置

(1) 第58条第1項の改正規定(「懲役」を「拘禁刑」に改める部分に限る。)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(2) 第58条第1項の改正規定(「懲役」を「拘禁刑」に改める部分に限る。)の施行後にした行為に対して、他の規則の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の規則の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律第2条の規定による改正前の刑法(明治40年法律第45号。)第12条に規定する懲役(以下「懲役」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。)が含まれるときは、当該刑のうち懲役は刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑とする。

(3) この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。



令6高内漁連第18号
令和6年5月7日

高知県知事 濱田 省司 様

高知県内水面漁業協同組合連

代表理事

吉村

正男



高知県漁業調整規則に係る改正について（要望書）

高知県漁業調整規則に係る改定について下記の通り要望致します。

1. 調整規則第38条、第39条及び第40条の撤廃
2. 調整規則第34条第1項 キャッチアンドリリースを条件にした冬季のアマゴ禁止期間の撤廃
3. 調整規則第34条第1項 仁淀川桐見ダム及び松田川坂本ダム上流域における秋季のあゆの採捕禁止期間の撤廃

よろしくお願いいたします。

第 2 2 期第 3 4 回高知海区漁業調整委員会

報告事項

資源管理状況等の報告について

資源管理の状況等の報告について

漁業権者は、漁場を適切かつ有効に活用する責務を有し、漁業法第90条により、1年に1回以上その活用状況等を知事に報告しなければならないことと規定されている。

また、知事は当該報告を受けて、海区漁業調整委員会に対し必要な事項を報告することとされている。

区分		漁業の種類	現行免許件数	報告数	割合	資源管理等の取組状況
共同	第一種 共同漁業	いせえび漁業、とこぶし漁業、てんぐさ類漁業、ふのり漁業等	96	94	98%	操業規制、藻場造成、種苗放流、密漁監視、食害生物駆除、掃海等
	第二種 共同漁業	いせえび磯建網漁業、いそうお磯建網漁業、雑魚ます網漁業等	90	87	97%	
		小型定置	115	115	100%	
	第三種 共同漁業	地びき網、船びき網	31	30	97%	
		飼付	31	31	100%	
		つきいそ	311	296	95%	
			674	653	97%	
区画	第一種 区画漁業	真珠養殖	4	4	100%	清掃、漁場環境調査等
		貝類養殖	31	31	100%	
		魚類養殖	73	73	100%	
		くろまぐろ養殖	7	7	100%	
		えび類養殖	1	1	100%	
		藻類養殖	5	5	100%	
			121	121	100%	
定置	定置漁業		34	33	97%	操業規制、種苗放流等
総計			829	807	97%	

(漁業法抜粋) 第90条 漁業権者は、農林水産省令で定めるところにより、その有する漁業権の内容たる漁業における資源管理の状況、漁場の活用の状況その他の農林水産省令で定める事項を都道府県知事に報告しなければならない。ただし、第二十六条第一項又は第三十条第一項の規定により都道府県知事に報告した事項については、この限りでない。

2 都道府県知事は、農林水産省令で定めるところにより、海区漁業調整委員会に対し、前項の規定により報告を受けた事項について必要な報告をするものとする。

第22期第34回高知海区漁業調整委員会

報告事項

令和6管理年度におけるくろまぐろ漁獲量について

令和6管理年度の高知県における くろまぐろのTAC（漁獲可能量）と漁獲量について

1 小型魚（30kg 未満）

（1）採捕停止命令

- ・漁船漁業（養殖用種苗以外）：令和7年1月15日～同年3月31日
- ・漁船漁業（養殖用種苗）：令和6年9月6日～令和7年3月31日
- ・定置漁業：令和7年1月28日～同年3月31日

（2）漁獲可能量と漁獲量（2/5 時点）

全期間（トン）	漁獲可能量	漁獲量	残数
漁船漁業（養殖用種苗以外）	44.3	62.8	-18.5
漁船漁業（養殖用種苗）	3.7	3.7	0
定置漁業	41.2	32.7	8.5
留保	7.5		
全体	96.8	99.3	-2.5

※第2小数点以下は四捨五入。

（3）漁獲可能量の超過

- ・漁船漁業（養殖用種苗以外）が短期間で18トンを漁獲
- ・漁船漁業及び定置漁業の漁獲未報告分の積み上げが発生

（4）今後の対応（案）

- ・他県からの融通（譲受）が受けられないかを調査
- ・漁獲報告の徹底（周知文） ※陸揚げした日から3日以内に報告（管理方針）
- ・漁獲可能量を超過した分を次年度以降の漁獲可能量から差し引く仕組みを構築

2 大型魚（30kg 以上）

（1）採捕停止命令

- ・漁船漁業：令和7年1月9日～同年3月31日
- ・定置漁業：発出なし（採捕可能）

（2）漁獲可能量と漁獲量（2/5 時点）

全期間（トン）	漁獲可能量	漁獲量	残数
漁船漁業	2.9	3.9	-1.1
定置漁業	13.2	13.0	0.2
留保	1.6		
全体	17.7	16.9	+0.8

※第2小数点以下は四捨五入。

くろまぐろの四半期別の漁獲可能量及び漁獲実績

(2/5時点) (トン)

小型魚 (30kg未満)		4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	計	可能量 残数	留保	県全体 残数
漁船漁業	(養殖用種苗以外)	漁獲可能量 漁獲量	2.139 2.678	32.833 33.311	6.680 24.691	44.330 62.818	-18.488		
	(養殖用種苗)	漁獲可能量 漁獲量	3.729 3.729			3.729 3.729	0.000	7.500	-2.473
定置漁業		漁獲可能量 漁獲量	3.269 3.269	19.664 19.760	15.012 6.400	41.241 32.725	8.516		

大型魚 (30kg以上)		4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	計	可能量 残数	留保	県全体 残数
漁船漁業	漁獲可能量 漁獲量	1.138 1.138	0.000 0.000	0.000 0.000	1.719 2.789	2.857 3.927	-1.070		
	漁獲可能量 漁獲量	7.912 7.912	3.088 3.088	0.826 0.826	1.417 1.161	13.243 12.987	0.256	1.600	0.787